

## 第 2 回東京都児童福祉審議会専門部会

### 1 当事者である子供の権利擁護の取組の充実（意見聴取・意見表明等支援等）

(現状) 母子生活支援施設は、社会的養護の施設の中で、唯一親子で生活ができる施設であるが、市区町村行政窓口の中には DV 専用施設である、又は、離婚が成立しないと利用ができないなどと誤解されたり、施設の存在を紹介しない行政もある。また、施設利用に関しては、親の意向を中心に行われており、こどもの意向が重視されておらず、施設紹介を子どもにはほぼ行われていない。そのため、子どもの意向によって、例えば分離前に母子生活支援施設の利用が行われにくい状況である。

(意見) 市区町村等の行政に対し、母子生活支援施設の活用を「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等」の 4 (3)②の対応方針案にあるように、「(母子生活支援施設について)市区町村に対して幅広く活用を促す」と同時に児童相談所にも同様に促してください。

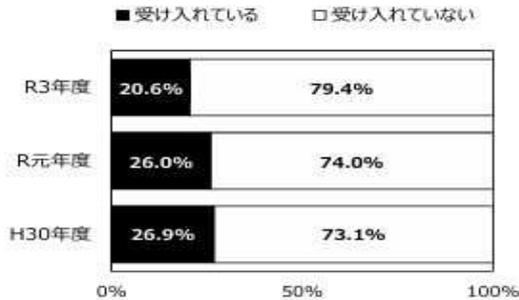
また、4 (1)対応方針案の「社会的養育に関わる関係職員に対する研修の定期的実施」にあるように、母子生活支援施設にも、研修の対象施設としてください。

### 2 困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取組の充実

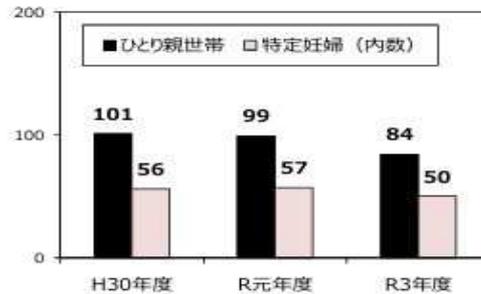
(現状) 妊婦や母子家庭の支援に関する法律は、1932 年に施行された救護法として作られ、児童福祉法の母子寮ができる以前の時代から事業を行ってきた母子施設は、妊婦の支援も母子家庭と合わせて行ってきた。しかし、医療職配置がなく職員配置そのものも少ない母子生活支援施設でさまざまな工夫して支援行ってきたものの、事業名や予算がほとんど付くことなく行ってきたため、これまで注目も評価もされてこなかった。

現在の母子生活支援施設においては、妊婦等への支援のあり方は、地域ごとに多様な方法を取りながらニーズへの対応を行っている。

図表31-1 妊娠期のひとり親を受け入れている施設の割合



図表31-2 妊娠期の受け入れたひとり親世帯と特定妊婦の数

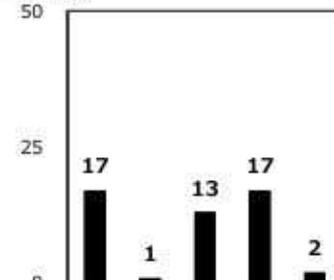


全国母子生活支援施設協議会の令和4年度基礎調査によると、「妊娠期のひとり親」を受け入れた全国の母子生活支援施設の割合は、20.6%(41施設、84人)であった。また、特定妊婦の受け入れた施設の割合は、15.6%(31施設、50人)であった。

図表31-5 特定妊婦を受け入れた事業の内容

	全体	産前・産後母子支援事業として(国の事業)	都道府県事業として	市区町村事業として	本体事業の枠内で受け入れた	その他
令和4年度調査	50 100%	17 34.0%	1 2.0%	13 26.0%	17 34.0%	2 4.0%

(世帯数)



※ 特定妊婦を受け入れた事業の「その他」の内容

- 入所後に妊娠していることが発覚
- 緊急一時保護中に出産し入所となった

※施設単位の回答。( )内は回答数。

特定妊婦 50 人の受け入れ事業の状況は、「産前・産後母子支援事業」と「本体事業」がともに 34.0%(17 人)であり、「市区町村事業」では 26.0%(13 人)であった。

## (1) 支援を要する妊産婦を含む子供や家庭に対する支援体制の構築及び予防的支援の充実 ○妊産婦支援

(現状)現在の妊産婦の相談体制は、母子保健や医療機関の他に、妊娠 SOS 相談につながるようになりつつある。相談を受けた後の妊婦等への居場所を支援するには、母子生活支援施設や乳児院などの場所とつながる必要があるが、現状は、行政の相談窓口は自区内の対象者の支援が中心であり、一方で様々なところからの相談を受けている民間の妊娠 SOS 相談は関係行政との連携ができずに居場所の支援につなげることが難しくなっている。

また、母子生活支援施設などが妊産婦等生活援助事業を行うための情報が乏しく、事業実施に手を上げにくい状況である。

(意見) 今後増える可能性がある民間の相談機関が、妊婦等へ移動等の負担の少ない地域で居場所につながるためには、行政との連携・承認が必要となるため、妊婦等への支援に關した官民一体のネットワークを構築することが必要と思われる。

「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等」の4(4)にあるように、様々な機関との連携がスムーズにいくように、行政の仕組みを考えてほしい。

「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等」の4(9)②にあるように、

「妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知」していただきたい。

### ○予防的な支援

(現状) 現在の虐待等の相談は、児童相談所や子ども家庭センターにつながった場合、その後の対応は、一時保護所や児童施設などで世帯分離した状況になっていくか、そのまま在宅での生活が続く状況となる。

(意見) 児童相談所の一時保護を利用する状況になる前に、予防的な支援として、「ショートステイ」「親子ショートステイ」などの活用がしやすくなるために、日ごろから利用できる支援の量やその支援を行える人材の量の確保を行っていただきたい。

また、予防的な親子の支援を行う、母子生活支援施設の活用をしていただきたい。

### (2) 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の考え方に基づく児童相談所のケース

(現状) 母子生活支援施設は、家庭養育優先やパーマネンシー保障を考えて支援を行っている。特に、実親との生活を支援して親子関係再構築支援等にも力を入れてきた。その状況としては、R4 全母協基礎調査を抜粋すると、以下のとおりである。

図表18-2 他の児童福祉施設に入居中もしくは委託中の別居子がいる世帯の有無

	全体	いる	世帯数区分				ない	別居子 がいる 世帯数 (A)
			1世帯	2世帯	3世帯	4世帯		
令和4年度調査	199 100%	94 47.2%	56 28.1%	27 13.6%	5 2.5%	6 3.0%	105 52.8%	158
令和2年度調査	208 100%	92 44.2%	63 30.3%	20 9.6%	5 2.4%	4 1.9%	116 55.8%	139
平成30年度調査	213 100%	80 37.6%	56 26.3%	15 7.0%	3 1.4%	6 2.8%	133 62.4%	124
平成28年度調査	221 100%	85 38.5%	59 26.7%	25 11.3%	0 0.0%	1 0.5%	136 61.5%	113
平成26年度調査	233 100%	90 38.6%	64 27.5%	19 8.2%	2 0.9%	5 2.1%	143 61.4%	136
平成24年度調査	246 100%	82 33.3%	56 22.8%	21 8.5%	4 1.6%	1 0.4%	164 66.7%	114

**図表18-3 親子関係の再構築を支援した世帯数** (世帯数)

令和4年度調査	入所時	入所後
再構築を支援した世帯数 (A) ※	102	144
R3年度の新規入所世帯数 (B)	1,051	
R4.4.1.現在の現員世帯数 (C)		2,707

**(別居子の有無)** ・他の児童福祉施設等に入所中もしくは委託中の別居子が「いる」施設の割合は、47.2% (94 施設) 。別居子が「いる」世帯数は、158 世帯。現員 2,707 世帯の 5.8%。

**(再構築の有無)** ・再構築を支援した施設の割合は、「入所時」29.6% (59 施設)、「入所後」27.1% (54 施設)。「入所後」は 144 世帯。令和 4 年 4 月 1 日現在の現員 2,707 世帯の 5.3%。支援した世帯数は、「入所時」は 102 世帯。令和 3 年度中に入居した 1,051 世帯の 9.7%。

「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等」の 4 (7)には、親子関係再構築支援の視点があるが、東京都の計画には、分離後の代替養育の数値目標が議論のメインに書かれているように感じる。

**(意見)** 児童相談所が母子生活支援施設の活用を行うことができるようにしていただきたい。

### 3 家庭と同様の環境における養育の推進

(1) 里親制度の普及、登録家庭数の拡大、委託の促進

(2) 里親に対する支援

(3) 特別養子縁組に関する取組の推進

→とくになし

## 都内乳児院の状況について「新たな社会的養育推進計画」資料

令和 6 年 7 月 21 日

東京都社会福祉協議会乳児部会 部会長 都留

はじめに

別添資料「乳児部会令和 5 年度調査アンケート結果報告」に詳細を記していますが、養子縁組里親・養育家庭(養育里親)の対応を行う、各施設の里親支援専門相談員の集まりである乳児部会・里親支援研究会による調査をご覧ください。乳児部会として、年ごとに調査を行いまとめてきたものです。

## 近年の都内乳児院の状況について

## 1) 入所定員について

年度	定員／暫定定員	年間新規措置入所児数
平成 7 年(1995 年)	687 名／574 名	616 名
平成 17 年(2005 年)	537 名／488 名	538 名
平成 27 年(2015 年)	507 名／481 名	302 名
令和 3 年(2021 年)	527 名／513 名	260 名

令和 4 年(2022 年)については、アンケート結果にもありますが、新規での措置入所児数は、203 名となっている。措置入所に変わり、一時保護児の人数が暫定定員数に合わせる形で人数が増えてきている。令和 4 年度で 304 名となっている。一時保護から措置に変更となる児も一定数いる。

大都市東京都の部分は、一定数 500 名の確保は、必要であり、新規の措置での数字はこれからも少なくなるとは予想できる。

## 2) 乳児院が担ってきた家庭再統合について

年度	家庭復帰	その他(里親・施設)
平成 8 年(1996 年)	464 名／593 名	129 名／25 名(子)3 名(家)
平成 16 年(2004 年)	378 名／501 名	123 名／11 名(子)24 名(家)
平成 24 年(2012 年)	225 名／374 名	149 名／14 名(子)24 名(家)
令和 3 年(2021 年)	115 名／237 名	122 名／31 名(子)20 名(家)

94 名(児童養護・他施設・その他)、88 名(児童養護・他施設・その他)、101 名(児童養護・他施設・その他)62 名(児童養護・他施設・その他)

家庭再統合に向けての取り組みが乳児院において大切な役割になっていた平成 8 年(1996 年)は、80 パーセント近い数字になる。70 パーセント台になり、50 パーセントを切る現状である。近年は 50 パーセントから 60 パーセントの間で推移がある。ここ 2 年間は、64 パーセントである。

家庭支援専門相談員の配置により、平成 16 年度以降に、複数配置の施設も出てきた。現在 3 名配置を行っているところもあり、家庭に対する乳児院の役割は大きい。

### 3) 里親委託に関して

里親支援専門相談員の配置前には、家庭支援専門相談員が担う役割としてあり、現在は東京都が里親交流支援員の配置も認めている施設(入所定員の 10 パーセント)が里親委託になるという条件があるが、交流にあたってより、丁寧に進められるようになってきている。令和 5 年度の調査アンケートを見て頂くとより詳細に分かると思う。保護者の同意をいかに取れるか、乳児院内の里親支援専門相談員のアセスメントでは、養育家庭候補児に上がっても、同意待ちの中で年数は経って行く現状がある。

都内乳児院の 11 か所の特徴も出てきていると思われる。新生児委託を行っている乳児院 2 か所は年間でも 6~8 ケースは新生児委託として、候補里親さんの交流や委託後ケアにあたっていく事から、業務は非常に広範囲になっている。

### 4) 乳児院の多機能化・高機能化の中で

求められる役割について、特に地域支援の場として乳児院の活用が望まれることに関して、従来の相談機能からアウトリーチの子育て支援まで各施設がその地域の中で行えることを模索して取り組んでいる。

地域のショートステイ事業(子育て短期支援事業)については、10 の乳児院が取り組んでいる。この取り組みは、地域の中で施設入所に至らずに 7 日間までの預かりを行える取組であり、年間利用日数もここ 5 年間で(コロナ禍の中では受け入れは止めざるを得なかったが)上昇している。

年度	利用数/延べ人数
平成 24 年(2012 年)	224 人/1604 人 実施施設 6 か所
平成 29 年(2017 年)	771 人/2417 人 同上
令和 4 年(2022 年)	1344 人/4353 人 実施施設 9 か所

ショートステイ事業の利点は、地域支援としての役割と退所後家族のレスパイトの受け入れ先としても機能していると実感しているが、一時保護とショートステイとの役割の違いを利用する家族がどう理解しているかが、大事である。

以上、現段階での乳児院の状況を伝えましたが、目標数値を挙げるのが、望ましいとは思っておりません、必要な子に対して里親家庭が用意されていく事は、大いに賛成です。里親家庭を増やす取り組みに関して、またの機会に意見したいと思います。

乳児部会長 二葉乳児院 都留和光

## 令和5年度 調査アンケート 結果報告

乳児部会里親支援研究会において、東京都内11か所の乳児院の活動法実績を集計した。

- 調査対象期間 令和5年度：令和5年4月1日～令和6年3月31日
- 調査実施施設 東京都内 乳児院 11か所
- 調査方法 各施設へ同一の調査シートを配布、担当者が記録したものを集計

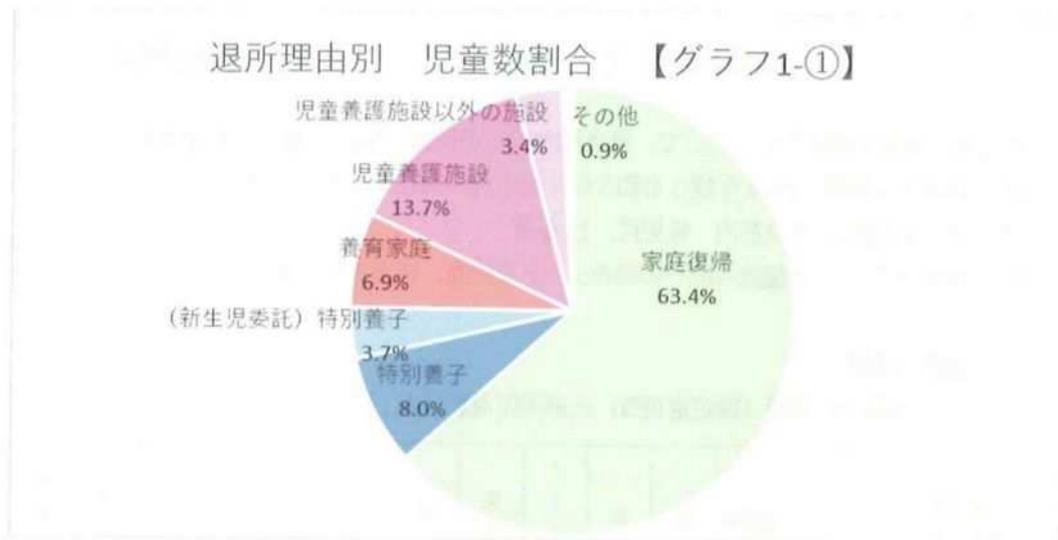
### 1. 施設の状況

#### 1) 各施設の規模（暫定定員数）と退所児童数【表1】

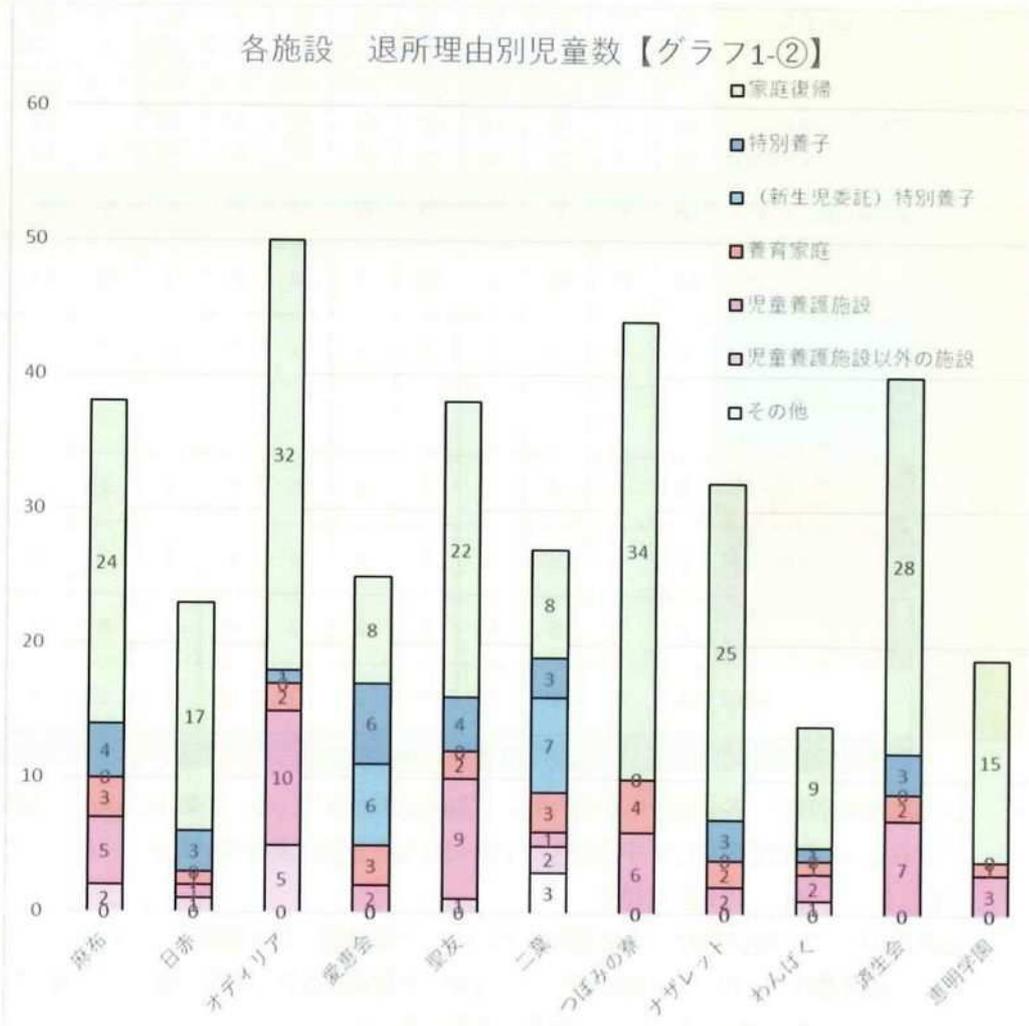
対象期間 2023/4/1～ 2024/3/31	施設名 (暫定定員数順)	麻布	日赤	オ デ イ リ ア	愛 恵 会	聖 友	二 葉	つ ば み の 寮	ナ ザ レ ット	わ ん ぱ く	済 生 会	恵 明 学 園	合 計	【表1】
	暫定定員	70	70	58	50	42	40	39	36	35	35	35	510	
	のべ在籍児童数	79	77	95	90	71	55	68	65	85	74	44	803	
	合計に対する割合	9.8%	9.6%	11.8%	11.2%	8.8%	6.8%	8.5%	8.1%	10.6%	9.2%	5.5%	100%	
	暫定定員数に対する割合	112.9%	110.0%	163.8%	180.0%	169.0%	137.5%	174.4%	180.6%	242.9%	211.4%	125.7%		退 所 児 童 数 割 合 に
	新規入所児童数	41	24	46	13	32	24	46	42	33	47	23	371	
	うち一時保護児童数	35	9	35	42	20	37	26	34	18	33	15	304	
	退所児童数 合計	38	23	50	25	38	27	44	32	14	40	19	350	
	家庭復帰	24	17	32	8	22	8	34	25	9	28	15	222	63.4%
	特別養子	4	3	1	6	4	3	0	3	1	3	0	28	8.0%
	(新生児委託) 特別 養子	—	—	—	6	—	7	—	—	—	—	—	13	5.9%
	養育家庭	3	1	2	3	2	3	4	2	1	2	1	24	6.9%
	児童養護施設	5	1	10	2	9	1	6	2	2	7	3	48	13.7%
	児童養護施設以外の 施設	2	1	5	0	1	2	0	0	1	0	0	12	3.4%
	その他	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0.9%
	里親委託の割合	18.4%	17.4%	6.0%	60.0%	15.8%	48.1%	9.1%	15.6%	14.3%	12.5%	5.3%	18.6%	

- ・ のべ在籍児童数は、各施設とも全体合計の1割前後を占めている。二葉（6.8%）と恵明（5.5%）はやや少ない。暫定定員数に対する割合は110～242%と施設による差が大きい。最大：わんぱく（242.9%） 最小：日赤（110%）
- ・ 退所理由別の児童数の割合は家庭復帰が63.4%、里親委託（養子縁組含む）18.6%、児童養護施設等18% 家庭養育への移行が8割を超えているが、児童養護施設が満床状態である現実から、家庭復帰のすべてが最善の選択であったかは検証が必要と考える。
- ・ 退所理由別児童数割合のうち里親委託が大きい愛恵会（60%）と二葉（48.1%）は新生児委託を行っている。

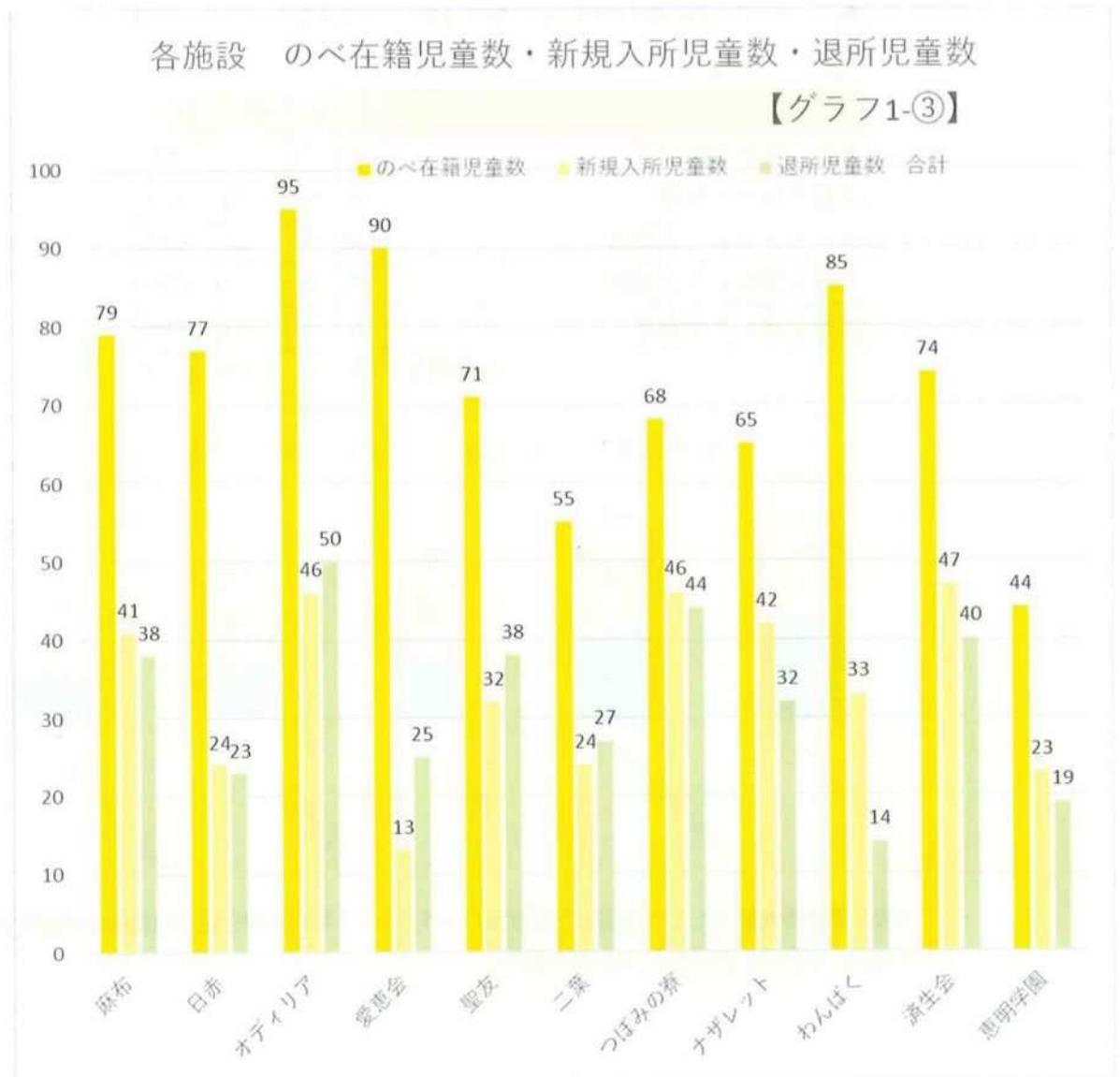
2) 退所理由別児童数割合【グラフ1-①】



3) 各施設の退所理由別児童数【グラフ1-②】



4) 各施設の のべ在籍児童数・新規入所児童数・退所児童数【グラフ1-③】



- ・ のべ在籍児童数と新規入所と退所の児童数を比較すると、新生児委託を行っている愛恵会と二葉は退所児童数が新規入所を上回っている。新生児委託を行っていないが、退所児童数が多いオディリアと聖友は家庭復帰の割合が大きい。
- ・ 今回の調査で確認していないが、退所児童数の増減には在籍児童の月齢と相関があると思われる。

2. 里親委託候補児童の状況

1) 全体の経過

- 全施設の里親委託候補児童の推移【表2-(1)-①】【グラフ2-(1)-①】

【表2-(1)-①】

施設候補から委託までの児童数の推移	男	女	合計	割合
施設が里親委託候補	57	70	127	100%
児童相談所が候補決定	48	57	105	83%
マッチングした児童数	38	44	82	65%
交流を開始した児童数	35	41	76	60%
里親委託した児童数	27	30	57	45%

※委託後不調：1 交流中止：4



- 施設が里親委託候補として提案した児童数は127。そのうち約8割を児童相談所が候補児童として決定するが、年度内に委託となったのは45%。

● 保護者の承諾がない候補児童について【表2-1-②】【グラフ2-1-②】

【表2-1-②】

保護者の承諾がない候補児童数の推移	男	女	合計	割合
保護者の承諾なし	9	20	29	100%
児童相談所は承認	4	10	14	48%
児童相談所が候補決定	1	8	9	31%
マッチングした児童数	1	5	6	21%
交流を開始した児童数	1	5	6	21%
里親委託した児童数	1	2	3	10%



- 保護者の承諾がない候補児童は29。そのうち約半数を児童相談所は里親委託が望ましいとし、約3割が候補児童とされた。委託に至った児童数は1割だが、約2割は交流を始めており、年度を超えて委託されていると想定される。前年までの推移と比較していく。

- 保護者の承諾がなく児童相談所が候補としなかったケース【表 2-(1)-③】【グラフ 2-(1)-③】

【表2-(1)-③】

保護者・児相とも承諾なし	性別		合 計	経過月数		
	男	女		0~5	6~11	12~
候補時月齢						
6ヶ月未満	2	2	4	1	2	1
6ヶ月～1歳未満	2	5	7	3	1	3
1歳～1歳6ヶ月未満	1	0	1		1	
1歳6ヶ月～2歳未満	0	0	0			
2歳以上	0	3	3	2		1
全体	5	10	15	6	4	5

【表2-(1)-④】

保護者・児相とも承諾なし→委託候補児童にならない児童の月齢と経過月数

性別	生年月日	施設が候補とした年月日	施設候補時点月齢		年度末月齢		経過月数	月齢別平均経過月数		
			歳	か月	歳	か月				
1	女	2023/6/25	2023/7/19	0歳	0か月	0歳	9か月	8	9.25	6ヶ月未満
2	男	2022/8/17	2022/9/24	0歳	1か月	1歳	7か月	18		
3	女	2023/7/2	2023/10/1	0歳	2か月	0歳	8か月	5		
4	男	2023/3/15	2023/9/8	0歳	5か月	1歳	0か月	6		
5	女	2022/12/30	2023/7/28	0歳	6か月	1歳	3か月	8	8.43	1歳未満
6	女	2023/7/1	2024/1/26	0歳	6か月	0歳	8か月	2		
7	男	2023/7/30	2024/3/29	0歳	7か月	0歳	8か月	0		
8	女	2023/2/17	2023/10/27	0歳	8か月	1歳	1か月	5		
9	男	2022/1/28	2022/11/25	0歳	9か月	2歳	2か月	16		
10	女	2022/1/29	2022/11/25	0歳	9か月	2歳	2か月	16	9.00	2歳未満
11	女	2022/4/25	2023/3/23	0歳	10か月	1歳	11か月	12		
12	男	2022/6/2	2023/6/27	1歳	0か月	1歳	9か月	9		
13	女	2020/6/22	2022/7/28	2歳	1か月	3歳	9か月	20	6.67	2歳以上
14	女	2021/10/21	2024/3/29	2歳	5か月	2歳	5か月	0		
15	女	2020/1/22	2024/3/29	4歳	2か月	4歳	2か月	0		
全体平均								8.33		

- 施設が里親委託候補としたいが保護者の承諾も児童相談所の承認もなかった児童数は 15。1/3 が前年度から施設が候補としている。
- 各月齢別の平均経過月数は 8～9 ヶ月で、ほとんどの児童が 1 歳を超過しても家庭養育を与えられていないことになっている。
- 年度末 (2～3 月) に候補とすることで平均経過月数に影響するため、次年度から年度末の候補は含まないことを検討する。

2) 月齢別の経過

- 施設が里親委託候補とした時点の月齢別の経過（特別養子縁組）

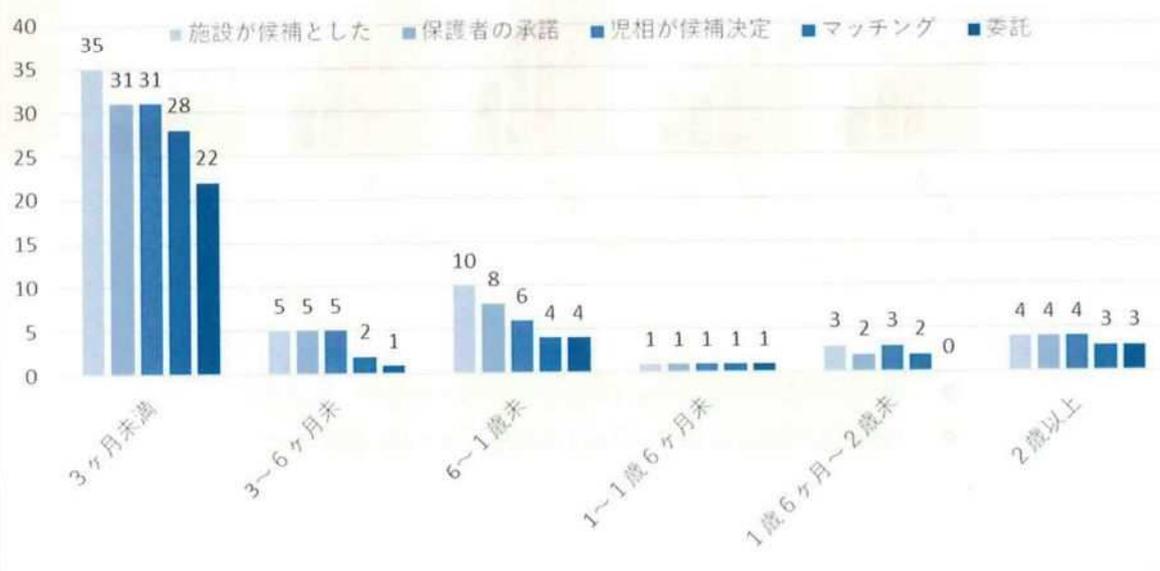
【表2-(2)-①】【グラフ2-(2)-①】

施設が候補とした月齢別の経過【表2-(2)-①】

特別養子縁組	施設が候補とした	保護者の承諾	児相が候補決定	マッチング	委託
3ヶ月未満	35	31	31	28	22
3～6ヶ月未	5	5	5	2	1
6～1歳未	10	8	6	4	4
1～1歳6ヶ月未	1	1	1	1	1
1歳6ヶ月～2歳未	3	2	3	2	0
2歳以上	4	4	4	3	3
全体	58	51	50	40	31

【特別養子縁組】施設候補時点月齢別児童数

【グラフ2-(2)-①】



- ・ 特別養子縁組委託候補児童は半数以上が生後3カ月未満。
- ・ 1歳以上で候補となったケースはほとんどが年度内に委託されている。

● 施設が里親委託候補とした時点の月齢別の経過（養育家庭）【表2-(2)-②】【グラフ2-(2)-②】

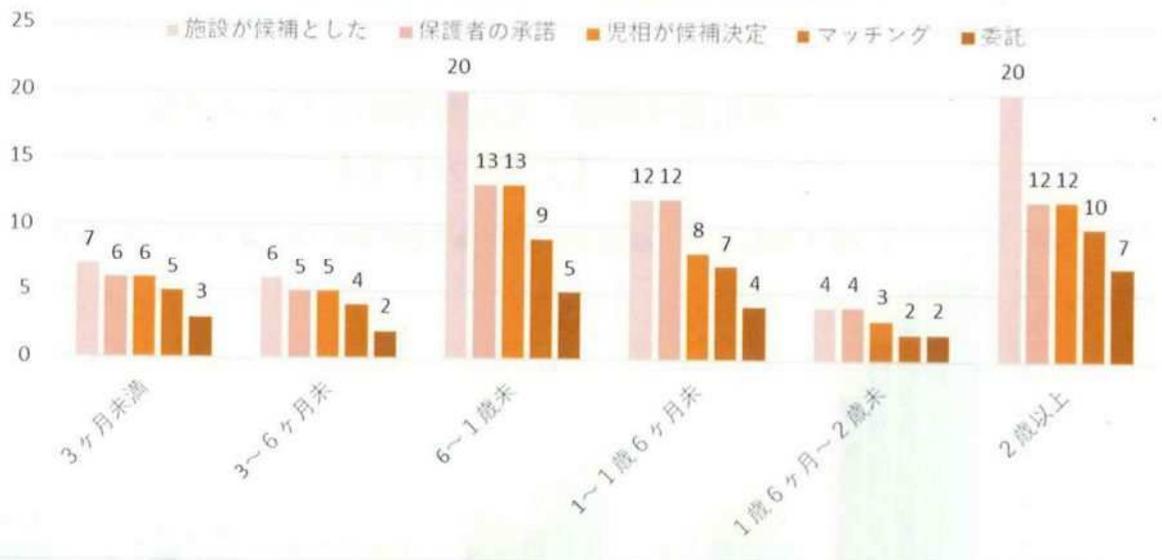
施設が候補とした月齢別の経過【表2-(2)-②】

養育家庭	施設が候補とした	保護者の承諾	児相が候補決定	マッチング	委託
3ヶ月未満	7	6	6	5	3
3～6ヶ月未	6	5	5	4	2
6～1歳未	20	13	13	9	5
1～1歳6ヶ月未	12	12	8	7	4
1歳6ヶ月～2歳未	4	4	3	2	2
2歳以上	20	12	12	10	7
全体	69	52	47	37	23

交流中止1件  
交流中止3件  
委託後不調1件

〔養育家庭〕施設候補時点月齢別児童数

【グラフ2-(2)-②】



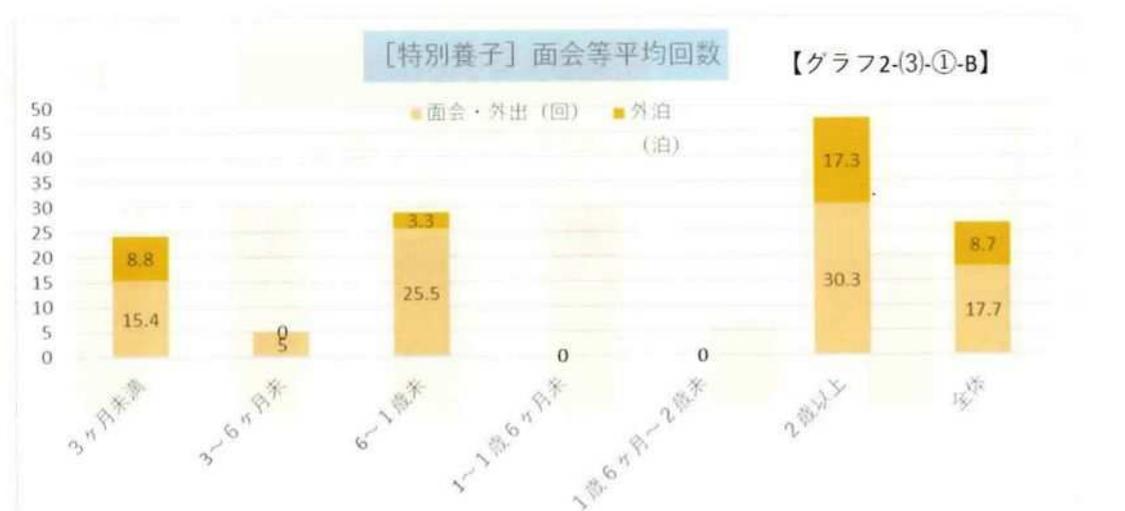
- 養育家庭委託候補児童は1歳前後に候補となるケースが多い。
- 年度内に委託となるケースはどの月齢でも5割に満たない。

3) 里親委託児童の交流の状況

● 里親委託候補決定時点の月齢別の交流の状況 (特別養子) 【表2-(3)-①】 【グラフ2-(3)-①AB】

施設が候補とした月齢別の平均期間 (月) 【表2-(3)-①】

特別養子縁組	委託数	施設候補～ 児相が候補 決定	児相が候補 決定～ マッチング	交流期間	面会・外出 (回)	外泊 (泊)
3ヶ月未満	24	0.6	2	2.8	15.4	8.8
3～6ヶ月未	1	0	6	0	5	0
6～1歳未	4	0.3	2.8	6	25.5	3.3
1～1歳6ヶ月未	対象なし	0	0	0	0	0
1歳6ヶ月～2歳未	対象なし	0	0	0	0	0
2歳以上	3	2.7	1.7	6	30.3	17.3
全体	32	0.8	2.2	3.4	17.7	8.7



- ・ 今回の調査では1歳～2歳未満の児童のケースはなかった。
- ・ 1歳未満では候補からマッチングまでの期間が短い。生後6ヶ月以上では平均交流期間が6ヶ月となっている。
- ・ 3～6ヶ月は1ケースのため除外すると、面会等の交流回数は月齢に比例しているといえる。

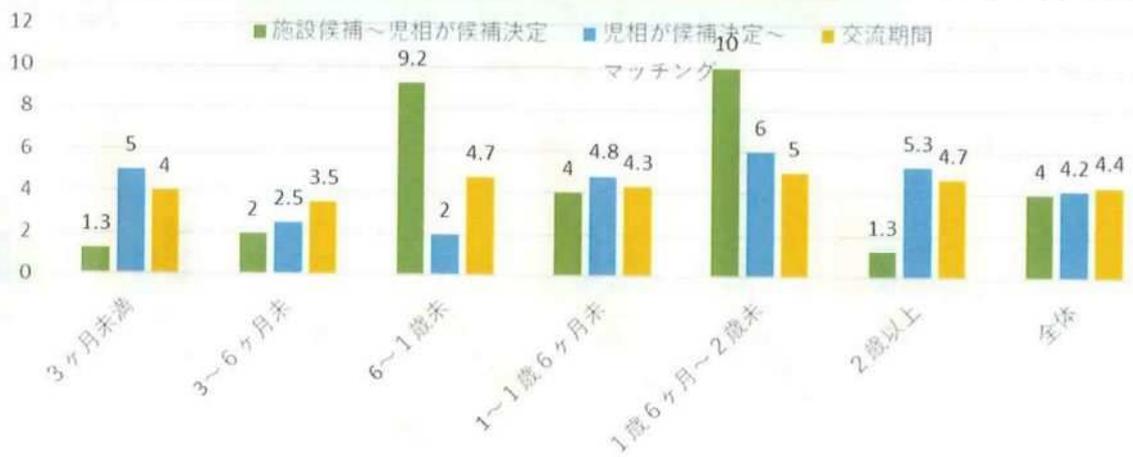
● 里親委託候補決定時点の月齢別の交流の状況（養育家庭）【表2-(3)-②】【グラフ2-(3)-②AB】

施設が候補とした月齢別の平均期間（月）【表2-(3)-②】

養育家庭	委託数	施設候補～ 児相が候補 決定	児相が候補 決定～ マッチング	交流期間	面会・外出 (回)	外泊 (泊)
3ヶ月未満	3	1.3	5	4	24.7	2.7
3～6ヶ月未	2	2	2.5	3.5	14	1
6～1歳未	6	9.2	2	4.7	26	10.3
1～1歳6ヶ月未	4	4	4.8	4.3	20.3	10.5
1歳6ヶ月～2歳未	1	10	6	5	27	9
2歳以上	9	1.3	5.3	4.7	24.1	4.6
全体	25	4	4.2	4.4	23.3	6.6

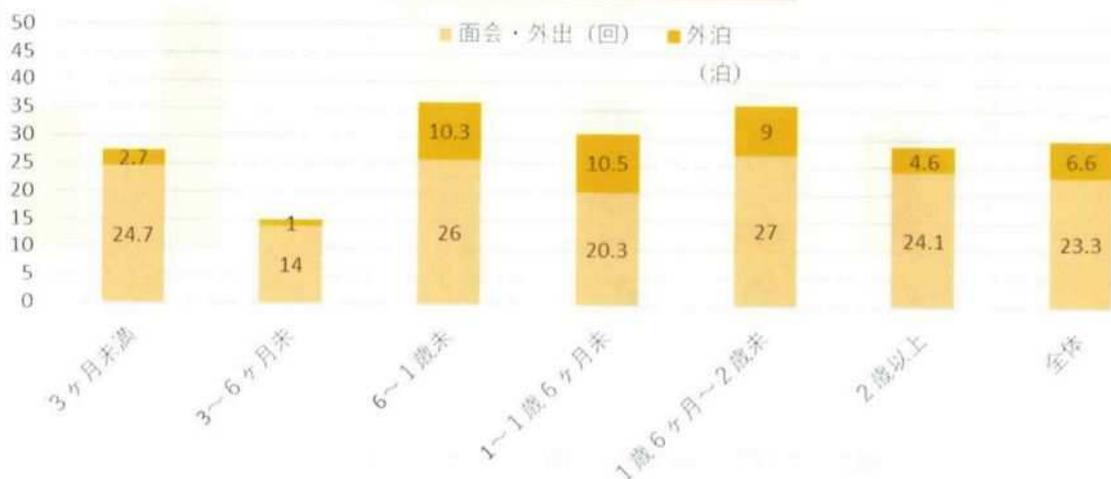
[養育家庭] 施設候補時点月齢別 待機・交流期間

【グラフ2-(3)-②-A】



[養育家庭] 面会等平均回数

【グラフ2-(3)-②-B】

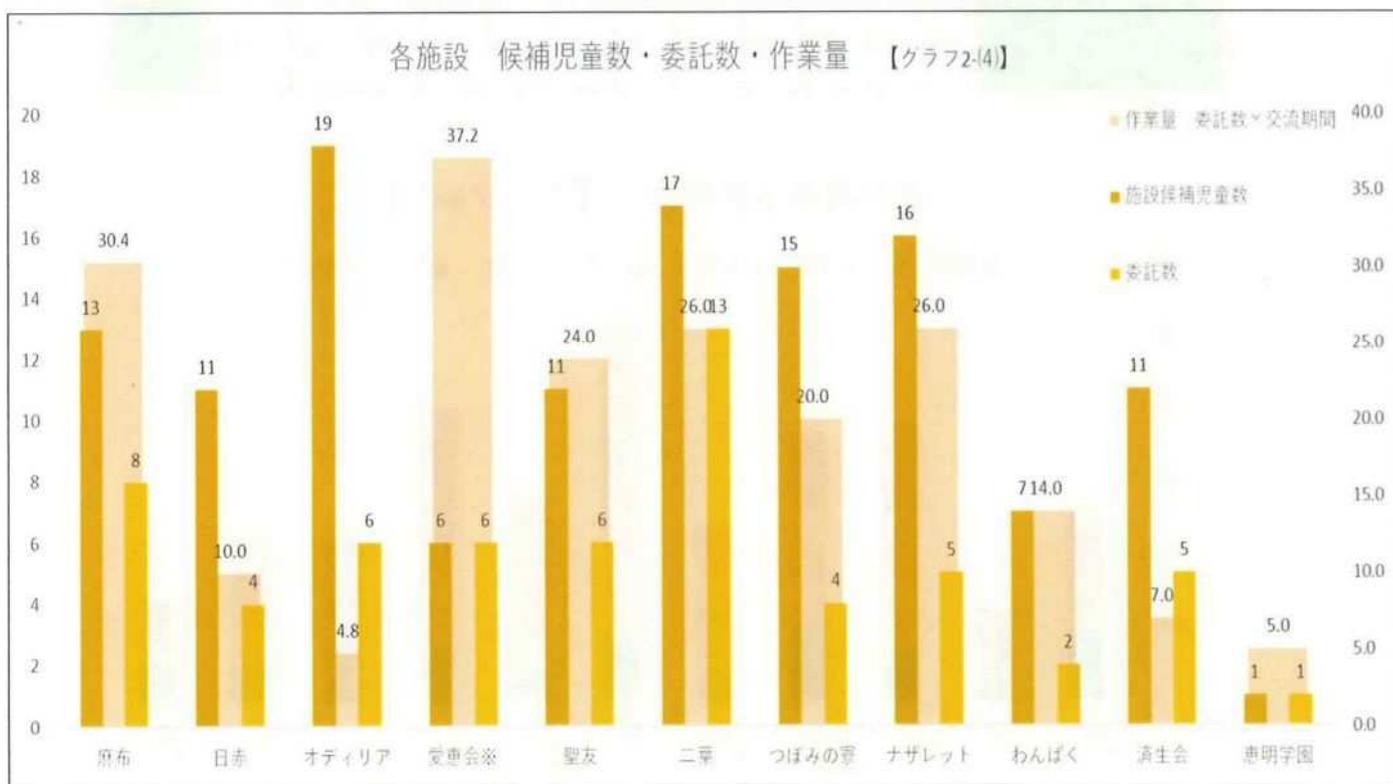


- ・ 養育家庭候補は特別養子縁組と比較すると、全体的に待機が長い。
- ・ 面会等交流回数は月齢による差が小さい。

4) 各施設の里親委託児童の交流の状況【表2-4】【グラフ2-4】

【表2-4】

各施設の委託児童の交流状況	麻布	日赤	オディリア	愛恵会※	聖友	二葉	つぼみの寮	ナザレット	わんぱく	済生会	恵明学園	平均
施設候補児童数	13	11	19	6	11	17	15	16	7	11	1	11.5
施設候補～候補決定(月)	1.4	1.8	8.7	0.0	4.5	0.4	2.8	2.2	2.5	1.3	3.0	2.6
候補決定～マッチング(月)	6.5	2.2	2.1	1.5	2.6	2.3	3.5	2.2	3.0	7.4	1.0	3.1
交流期間(月)	3.8	2.5	0.8	6.2	4.0	2.0	5.0	5.2	7.0	1.4	5.0	3.9
委託数	8	4	6	6	6	13	4	5	2	5	1	5.5
作業量 委託数×交流期間	30.4	10.0	4.8	37.2	24.0	26.0	20.0	26.0	14.0	7.0	5.0	18.6
平均面会回数	24.1	15.0	14.8	26.2	14.6	9.9	17.5	30.6	41.5	17.2	25.0	21.5
平均外泊数	3.0	2.3	36.5	5.2	34.3	3.8	2.3	10.8	4.0	0.0	3.0	9.6
交流中止等	2	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0



- ・ 施設の候補児童数が多いのは、オディリア (19)、二葉 (17)、ナザレット (16)、つぼみ (15)
- ・ 委託数が多いのは、二葉 (13)、麻布 (8)
- ・ 作業量 (委託数×交流期間) が多いのは、愛恵会 (37.2)、麻布 (30.4)
- ・ 標準的に考察すると、入所児童数が多い→候補児童数が多い→委託数が多い→作業量が多い と想定されるが、新規入所児童数が多い、済生会 (47)、オディリア (46)、つぼみ (46) において、相関がみられない。

3. 各施設の活動の状況

1) 全体【表3】【グラフ3-①②】

【表3】

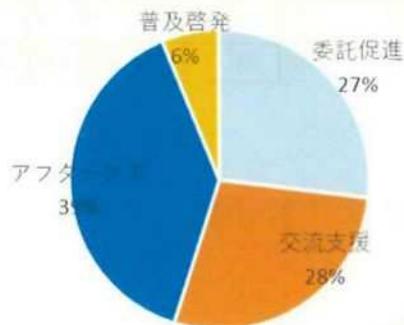
活動分類	麻布	日赤	オデイリア	愛恵会	聖友	二葉	つぼみ	ナザレット	わんぱく	済生会	恵明学園	全体	割合
施設での活動	79	76	214	98	49	304	140	216	173	138	18	1505	47.5%
地域での活動	82	24	90	166	148	112	97	107	25	45	66	962	30.4%
関係機関との連携・普及啓発	96	31	73	102	44	97	46	78	31	46	56	700	22.1%



2) 施設交流支援【表3-(2)】【グラフ3-(2)】

		【表3-(2)】											
分類	活動内容	麻布	日赤	オ デ イ リ ア	愛 恵 会	聖 友	二 葉	つ ぼ み	ナ ザ レ ット	わ ん ぱ く	済 生 会	恵 明 学 園	合 計
委託促進	里親委託候補児童のリストアップ	0	11	45	1	0	91	18	40	23	12	0	241
委託促進	里親委託児童の委託推進の取り組み、児相への打診等	1	27	13	0	0	53	29	10	20	12	0	165
交流支援	里親交流支援にかかる児相との協議	21	5	9	3	3	33	25	15	52	5	2	173
交流支援	里親交流支援にかかる施設内協議	7	10	14	14	2	12	5	91	46	46	1	248
アフターケア	委託前後の家庭訪問（里親対応）	5	3	3	17	1	3	5	2	3	6	0	48
アフターケア	委託前後の家庭訪問（委託児童対応）	8	2	5	17	1	0	4	3	0	0	0	40
アフターケア	育児相談等（電話・メール）	1	5	52	2	3	51	6	21	8	34	1	184
アフターケア	育児相談等（来訪）	22	4	25	5	0	9	6	18	4	2	1	96
アフターケア	施設行事招待	0	0	30	0	0	3	2	3	9	0	0	47
アフターケア	レスバイト受入（特別養子縁組）	2	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	6
アフターケア	レスバイト受入（養育家庭）	0	0	0	3	2	0	8	0	0	0	0	13
アフターケア	里親委託児童の実親交流への協力	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
アフターケア	アフターケアにかかる児相等との連絡調整	0	5	11	12	4	15	14	4	0	5	2	72
アフターケア	施設広報誌・年賀状等の送付	11	2	1	10	25	3	4	4	6	13	0	79
普及啓発	フレンドホーム事業の登録促進・里親制度紹介	0	1	5	0	4	1	0	0	0	0	0	11
普及啓発	里親へ里專員理解促進用チラシ配布	0	0	0	2	1	0	0	2	0	0	1	6
普及啓発	里親へのボランティア活動の紹介	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	4
普及啓発	施設職員への里親制度の理解促進の取り組み	0	1	1	12	0	29	10	3	2	3	10	71
合計		79	76	214	98	49	304	140	216	173	138	18	1505

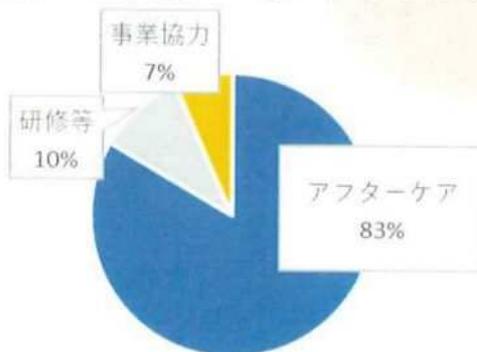
施設での活動 【グラフ3-(2)】



3) 地域支援活動【表3-(3)】【グラフ3-(3)】

分類	活動内容	【表3-(3)】											
		麻布	日赤	オ デ イ リ ア	愛 恵 会	聖 友	二 葉	つ ぼ み	ナ ザ レ ット	わ ん ぱ く	済 生 会	恵 明 学 園	合 計
アフターケア	新規フォローアップ訪問（特別養子縁組）	6	8	23	43	45	63	13	17	0	8	15	241
アフターケア	新規フォローアップ訪問（養育家庭）	0	5	7	13	17	4	6	18	0		15	85
アフターケア	定期巡回訪問（特別養子縁組）	15	0	9	33	22	5	0	18	0	1	2	105
アフターケア	定期巡回訪問（養育家庭）	5	0	8	11	10	0	6	5	5	0	8	58
アフターケア	里親サロン（児相主催）	4	1	16	3	5	3	10	2	1	0	3	48
アフターケア	里親サロン（児相主催以外）	6	1	6	16	9	3	4	5	6	0	6	62
アフターケア	退所児童以外への施設行事招待	0	0	0	0	5	0	2	0	0	0	0	7
アフターケア	行政機関等との連絡調整	4	0	0	1	0	0	1	0	6	3	0	15
アフターケア	地域での育児相談等	11	0	0	0	0	2	6	11	0	25	0	55
アフターケア	育児家事援助者派遣の調整（事前打合せ）	0	0	0	4	5	3	31	0	0	0	0	43
アフターケア	育児家事援助者派遣の調整（利用申込等）	7	0	3	20	17	13	2	0	0	0	0	62
アフターケア	保健師訪問等の調整	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフターケア	里親支援のためのボランティア受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフターケア	レスパイト受入（地域里親）	8	0	7	0	1	1	0	3	0	0	0	20
アフターケア	レスパイト受入（地域里親：里専員不在施設の依頼）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフターケア	施設入所児童との交流会等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アフターケア	里親委託児童の実親交流への協力	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
研修等	研修講師等	10	2	4	8		7	13	16	3	3	4	70
研修等	施設職員向け研修会等への里親受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研修等	施設職員と里親の交流会等	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
研修等	未委託家庭対象の施設実習等の受入	1	1	1	3	11	0	1	0	0	5	3	26
事業協力	里親支援機関事業等への協力（体験発表、施設実習等）	4	2	6	11	0	8	0	7	3	0	8	49
事業協力	地域等への里親委託促進の取り組み	0	4	0	0		0	2	5	1	0	2	14
児童養護施設	施設入所児童向け研修（自立支援）等への受入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
児童養護施設	学習ボランティア派遣調整	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		1
合計		82	24	90	166	148	112	97	107	25	45	66	962

地域での活動 【グラフ3-(3)】

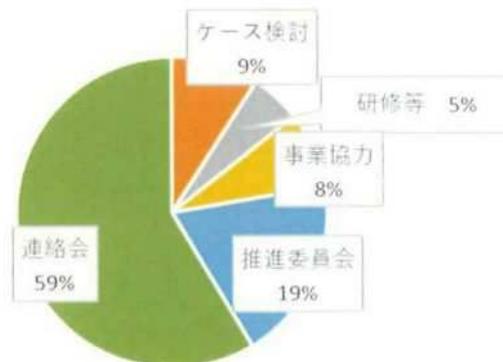


4) 普及啓発・研修・関係機関連携【表3-(4)】【グラフ3-(4)】

【表3-(4)】

分類	活動内容	【表3-(4)】											
		麻布	日赤	オ デ イ リ ア	愛 恵 会	聖 友	二 葉	つ ぼ み	ナ ザ レ ット	わ ん ぱ く	済 生 会	恵 明 学 園	合 計
ケース検討	個別ケース検討会議の参加（里親不在）（特別養子縁組）	0	0	1	1	5	5	0	6	0	1	3	22
ケース検討	個別ケース検討会議の参加（里親不在）（養育家庭）	0	1	1	2	1	0	0	0	0	2	1	8
ケース検討	個別ケース検討会議の参加（里親参加）（特別養子縁組）	3	1	1	0	0	10	2	3	0	2	0	22
ケース検討	個別ケース検討会議の参加（里親参加）（養育家庭）	1	1	1	0	3	3	0	1	0	2	0	12
研修等	里親の研修等の企画運営		0		0	1	0	0	10	0	0	0	11
研修等	里専員の勉強会・研修等の開催	3	2	2	2	2	2	2	4	1	3	3	26
事業協力	新規里親開拓・普及啓発イベント参加等	2	0		2	3	2	6	3	1	4	0	23
事業協力	感謝と交流のつどい	1	0	0	1	1	0	1	0	0	0	1	5
事業協力	里親会運営への協力（サロン・勉強会等参加）	3	2	3	4	0		10	1	0	4	0	27
推進委員会	里親委託等推進委員会への参加	14	2	17	11	14	24	11	14	10	7	10	134
連絡会	連絡会議（里専員のみ）	10	5	0	8	1	10	0	14	0	1	9	58
連絡会	連絡会議（管内里専員のみ）	1	0	0	19	1	4	0	5	0	0	14	44
連絡会	連絡会議（里親支援機関等・里専員）	17	0	2	11		0	0	1	1	0	0	32
連絡会	連絡会議（児相・里親支援機関等・里専員）	32	10	38	24	11	32	12	12	14	20	10	215
連絡会	連絡会議（児相・本庁・里専員の意見交換等）	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	1	5
連絡会	連絡会議（児相・本庁・里親支援機関等・里親・里専員）	7	6	6	12	0	2	0	3	4	0	4	44
連絡会	育児家事援助者派遣事業者との連絡会	2	0	1	2	1	3	2	1	0	0	0	12
	合計	96	31	73	102	44	97	46	78	31	46	56	700

関係機関との連携・普及啓発等【グラフ3-(4)】



- ・ 各施設の里親担当（里親支援専門相談員・里親交流支援員）の活動について、毎月の活動報告から集計したところ、全体では施設の活動が約5割、里専員の地域での活動が3割、主に里専員が関わるとされる関係機関との連携等が2割となっている。
- ・ 施設ごとの差がみられる。施設の規模と里専員の担当地域による違いが影響していると思われる。特に、連絡会等の会議体への参加数の差が大きい。区児相開設が影響している。

## 東京都の社会的養育推進計画の見直しに向けて

東京都児童福祉審議会 専門部会  
委員 武藤 素明

(社会福祉法人二葉保育園常務理事・二葉学園統括施設長)

東京都児童福祉審議会専門部会において「新たな社会的養育推進計画の策定に向けて」の審議が開始された。主たるテーマについては第2回と第3回に分けて審議するが、審議にあたって、これまで東京都社会福祉協議会、児童部会において検討した提案事項と内容を反映して、以下の通り、書面にて提出することといたします。

審議中の発言補足資料として取り扱っていただくようお願いいたします。

### 第2回専門部会（8月6日）開催にあたって

	ページ
1. 当事者である子供の権利擁護の取り組みの一層の強化のために . . . . .	2
(1) 子どもの権利ノートの改訂と活用	
(2) アドボケイト制度の標準化について	
(3) 意見表明の実現化への取り組み	
2. 困難を抱える妊婦や支援が必要な家庭を支える取り組みの充実 . . . . .	3
(1) 地域子育て支援に関するに関する提言	
3. 家庭と同様の環境における養育の推進 . . . . .	7
(1) 東京のフォスタリング機関の設置と里親センター化への未来図	

# 1. 当事者である(里親や施設等の)子どもの権利擁護の一層の強化のために

## (1) 子どもの権利ノート改訂と活用

- ・意見表明等支援など現行法と制度に合わせた内容に改訂すること。
- ・東京都として改訂する方向で検討する計画のようですが、以下の点について留意することが必要である。
- ・措置される児童全員へ権利ノートの内容について担当福祉司が丁寧な説明をするよう徹底すること。児童福祉司自身が活用していないという実態がある。権利ノートの内容を説明しやすい内容に改定が必要なのでは。
- ・全体を通して具体的な内容が多くページ数も多いと感じるため、どの児童にも共通する基本的な権利に整理することで、自分の状況と照らし合わせて権利について考えることができるのではないかと。
- ・児相設置区毎に違いがあると児童や社会的養護現場で混乱が生じる可能性があるため、改定する場合には、東京都として統一版を作成してはどうか。

## (2) アドボケート制度の標準化

- ・措置権者が東京都であるか特別区であるかに関わらず、全ての児童が混乱なく円滑に制度を活用できるように、仕組みの標準化を図っていただきたい。都内のすべての地区でアドボケートのシステムを整備するとともに、内容の検討にあたっては当事者である児童や、支援者の意見を聴取し反映していただきたい。
- ・改正児童福祉法第6条の3の17「意見表明等支援事業」は義務的経費ではないことから取組への自治体間格差が顕著である。18歳成人においては基本的に意見表明権の支援は自己決定支援に変わっていくことになるが、東京都においては、意見表明支援を越えて、成人支援同等の意思決定支援の確立を求める。

## (3) 意見表明の実現化への取り組みについて

- ・意見表明支援において表明された意見をどう取り扱うか、どのように児童にフィードバックしていくのが課題である。意見表明された内容において否定的な回答が続けば、失望ばかり残ることになり、意見を出すことに消極的になってしまう。意見を受けとめる側として、意見表明をもとに児童の最善の利益が検討できるよう、児童も含めた議論ができるとよいのではないかと。
- ・児童が自分自身の措置に対する意見を考えるにあたり、措置の選択肢が限定されていたり、児童の状況が十分に説明されていなかったりすることがないように、知る権利が保障されていることが前提となる。
- ・社会的養護下における児童の意見表明を実現する場合、家族との関係調整を望む児童が多くなることが想定され、児童相談所の担当福祉司、施設等の家庭支援専門相談員等の機能充実策や在宅措置等の拡充策が望まれる。
- ・今回の法改正が形式だけの制度とならぬよう、現場の支援者との意見交換をもとに、十分に機能しているのかの検証しながら、仕組みづくりを進めてほしい。また、意見表明等支援事業やその後の実現状況等のチェック機能や検証機能を設けることが必要である。

## 2. 虐待予防策のために支援が必要な家庭を支える取り組みの充実のために

### ～地域の子育て支援（家庭支援事業）および相談援助事業に関する提言事項～

新しい社会的養育ビジョン・都道府県社会的養育推進計画の策定要領における子育て支援の充実・強化に関わる提言等の内容、および令和6年改正児童福祉法の施行を受け、以下のように児童部会の子育て支援事業委員会より提案いたします。

#### 1. 提案事項

- (1) 東京都と市区町村が連携し児童相談体制の強化を図り、予防的福祉の推進を図ること。委託費および家庭支援事業の実施状況の自治体間格差を是正し、児童養護施設の多機能化を推進し、児童養護施設等社会的養護の施設においても地域の子育て支援に参画できるための対策を打ち出すこと。
- (2) 例えば、試行的に児童家庭支援センターを児童養護に併設し、自治体と連携して子ども家庭支援の発展・促進を行うこと。
- (3) 地域支援（子育て支援）に関わる職員の人材確保と育成をはかること。また、看護師や管理栄養士等の専門職を配置すること。

#### 2. 提案理由

- (1) 児童虐待対応相談件数も増加の一途をたどる中、平成28年の児童福祉法改正および「新しい社会的養育ビジョン」において、家庭養育優先原則のもと、児童養護施設がその専門性を高めつつ地域における家庭養育の支援を行うよう示されていること。
- (2) 子育てに課題があり、特に支援を必要とする家庭に対する支援を強化するためには、運営に必要な職員配置や環境整備が必須であるが、現在の市区町村委託費では支援を強化するための諸条件が整っていない。
- (3) とくに市町村において子育て支援策に格差が生じている場合等に対する財源補助等の制度を東京都独自の制度として確立すること。
- (3) 様々なニーズに即応できる人材の確保・育成・定着が急務である。現在でも、児童養護施設の専門性を活かしながら、虐待予防や親子分離予防などにつながっているケースは多くあり、関係機関との連携を図りながらより十分な支援を継続して実施していく上でも、専任職員の配置と研修等の保障は必要である。

#### 3. 提案根拠（児童部会・子育て支援事業委員会調べ）

- (1) 予防的福祉の必要性

利用事由のトップが育児疲れ・育児不安 ⇒ 近年増加傾向。

	2007年	2010年	2015年	2018年	2020年	2022年
育児不安の利用率	4%	28%	35%	41%	56%	55%

(※2022年は64施設の実績より集計)

- (2) 職員配置において本体施設業務と兼任している施設はほぼ100%

- ①当日利用など緊急時の対応困難。安全確保に課題。緊急性も高く、待機する職員体制も必要
- ②入所サービスとして利用者保護の必要性が高い事業所（第1種社会福祉事業）職員が、兼務で第2種社会福祉事業を行うことにより、本体施設業務への影響が生じている。

(3) 個別対応の必要な児童の増加

- ・発達の課題（アレルギー・発達障害&精神疾患・慢性疾患・先天性疾患など）により個別対応が必要な児童等の利用増加。

※2023年度実績利用日数（総数）に占める発達の課題児童の割合（25施設より回答）

	アレルギー	発達&精神	慢性疾患	先天性疾患	計
発達の課題児童 (割合)	4.8%	16.0%	2.4%	3.8%	27.0%

(4) 委託費の格差

- ・モデル試算表（「2021年子どもショートステイ事業に関する提言Ⅱ」）  
年間予算 60,609,600円以上  
責任者1名、保育士・児童指導員7名、非常勤（保育補助、調理員、事務員）、その他事業費
- ・ショートステイ委託費最高額（直近のもの）

	定 額	実 績
乳 児	22,337,528円	1日6,000円、1泊10,000円
児童養護施設等	31,436,552円	1日10,000円

※上記の表については定員一人当たりや利用者日数等で比較できるものに改訂予定

(5) 児童家庭センター事業の設置

- ・児童家庭支援センターは、1997年の児童福祉法改正によって新たに制度化されて以来、ほぼ全国の都道府県に設置されており、またその中でも多くの児童養護施設や乳児院に併設されている。
- ・事業内容として、要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童等への支援、里親及びファミリーホームからの相談など、専門的な知識及び技術を必要とされている。
- ・社会的養護施設と地域とをつなぐソーシャルワーク拠点として、市区町村との連携などにより様々な地域ニーズに応じ多彩な地域支援事業を展開している。

(6) 職員の人材確保と育成

- ・児童虐待相談対応件数の増加や都内一時保護所の逼迫した入所状況を踏まえ、児童福祉に携わる人材の確保、育成、定着は急務の課題であること。
- ・すでにショートステイやトワイライトにおいて、要支援家庭やそれに近い状況の家庭背景と利用実績があり、一時保護や措置、措置からの家庭復帰などのケースも少なくない。利用児童のケアニーズも高くなっている。児童養護施設等での経験を活かしつつ、短期に利用児童の特性を把握し対応を行い、家庭との直接的やり取りから見える家庭背景のアセスメントと親へのケアが求められるなど、さらなる専門性を必要とする。

- ・高度な専門性が求められる中、高機能化・多機能化を推進するための人材育成や研修を保障することが必要とされている。
- ・地域支援に関わる管理栄養士の配置について：

現状として、ショートステイ事業においてアレルギーに関するトラブルが起きている。例として、重度のアレルギーを申告するとショートステイの受け入れを拒否されることを懸念してか、保護者が適切ではないアレルギー情報を共有するような場合がある。事故には至らなくてもこのようなケースは多発しており、それを理由にアレルギー児を断らざるを得ない場合もある。

そこで提案として、措置入所とは違いアセスメント期間・材料が少ないため、保護者や対象者からより適切な情報を得なければならない。利用者の安心・安全を担保するためにも高度な栄養知識のある職員の常駐が必要だと考える。

地域支援事業には、ショートステイ事業以外にも子ども食堂や、養育家庭、地域の子育て世代に対する栄養相談業務等、高度な栄養指導が求められる場がある。管理栄養士が専任として常駐することで、アレルギー事故等のリスクを減らし、利用者が安心して利用できること、また食育の観点からも児童養護施設栄養士の専門性を地域に発揮できると考えられる。

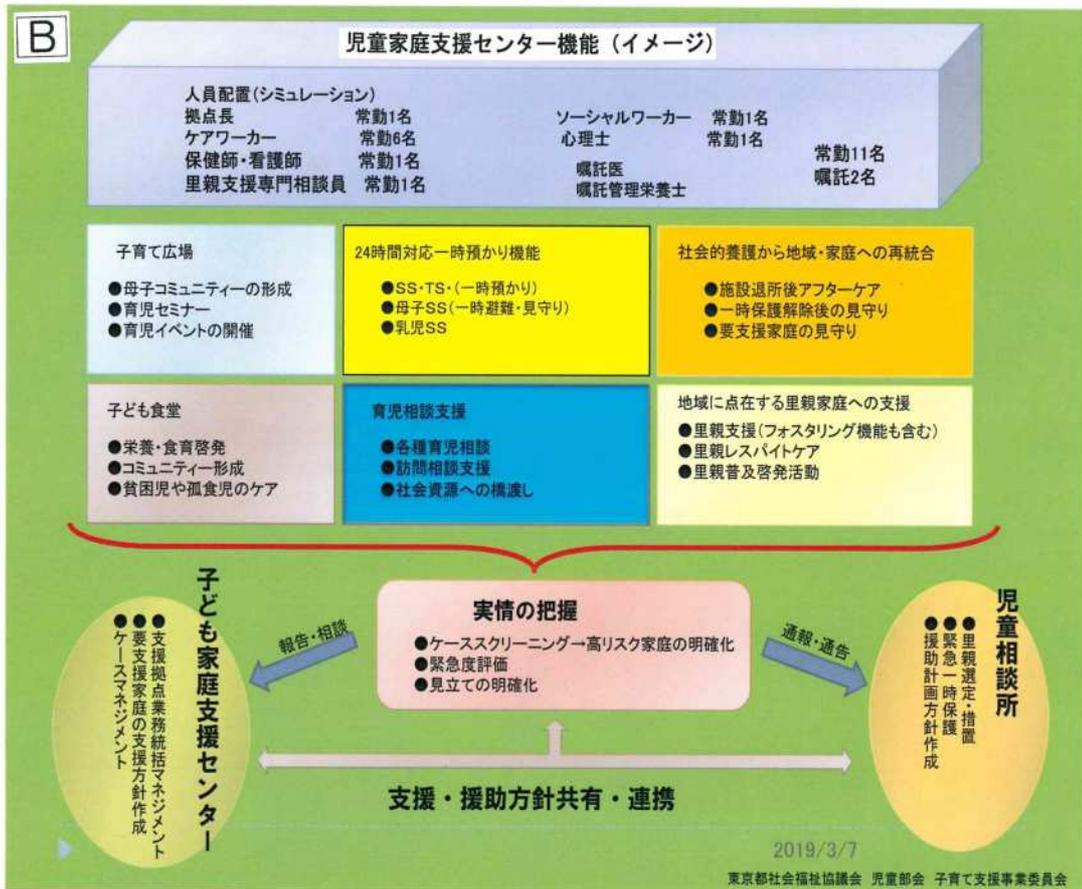
#### 4. 提案の具体化

- ・児童相談体制の強化として家庭支援事業や児童家庭支援センターの実施を東京都全体で取り組み、施設の多機能化として、現在の制度を活用した標準的な職員配置を行う。
- ・児童家庭センター機能の構築を行う。

子育て支援事業委員会作成イメージ図（2パターン）参照。

（A：関係機関関係図 ・ B：児童家庭支援センター機能のイメージ図）





以上、A 図、B 図ともに児童家庭支援センターを前提としているので、「地域子育てセンター」的に施設が地域支援を行えるイメージに描きかえる予定。（東京都以外は児童家庭支援センターとして機能しているが、東京都は、区市町村の子ども家庭支援センターとの関係もあり児童家庭支援センターを認めていないので、「親子支援事業」「多機能化推進事業」「地域巡回心理士」「要支援家庭訪問支援事業」等々の制度を活用し職員配置を行い、児童養護施設等で地域支援を行う体制整備をしていく実践に着手する方向で進めていくこととしたい。

### 3. 家庭と同様の環境における養育の推進のために

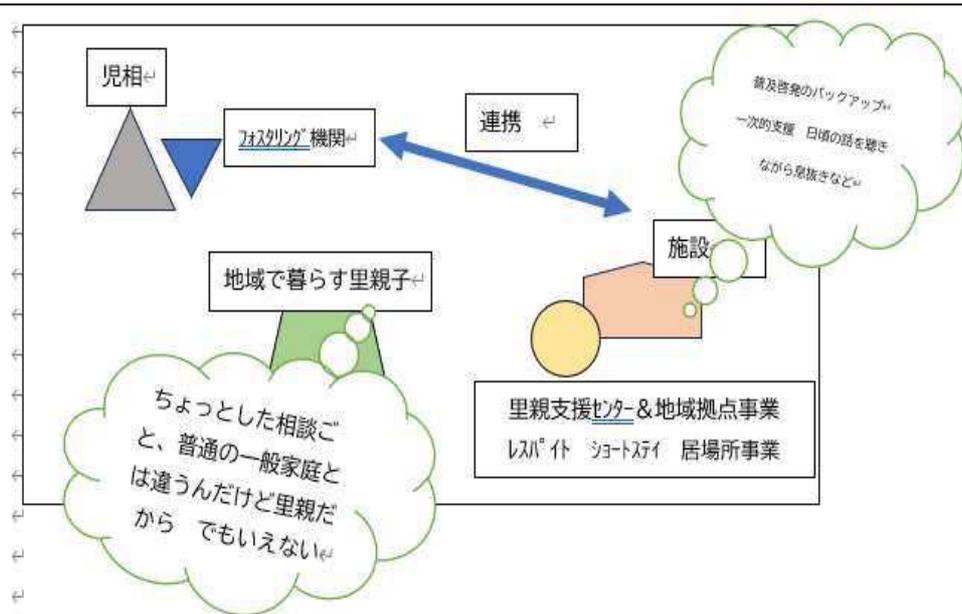
#### (1) 東京のフォスタリング機関の設置と里親センター化への未来図

東京都の児童相談所体系や対象人口の多さから考えるとフォスタリング機関は児相の補助を行う機関として位置づけ、児童養護施設乳児院に里親支援センターを設置していくことが、より地域の里親家庭で暮らす子どもたちの支援が行き届くと考えます

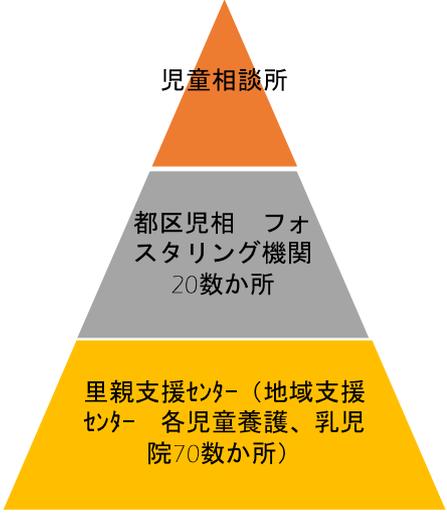
児相付置型フォスタリング機関を維持し、児童相談所の対応力の補強を行う。そのうえで、初期対応一次対応の里親支援センター（里親の支援を強化するための取組をする。地域に広げた一次相談場所）フォスタリング 2次相談、児童相談所を3次相談として、マッチングケースの進行管理を行っていくかたちではどうだろうか。

一時保護からの入所、自立のケースのその後はこれまでは里親さんの善意に頼るケースが多かったこと、日常の素朴な困りごとの相談ができる場所、一般の子育て支援の枠では里親さんは疎外感も含めて感じることもあるとのこと聞く。

以下のように、里親さんがちょっとしたことを話しやすいところとしての施設に付置されている里親支援センター、実親交流やライフストーリーワーク、不登校や発達障害への対応等難しい対応の相談等はフォスタリング機関等の2次的な相談機関、措置や国籍など法的問題も含めての対応が必要な場合は3次相談機関としての児童相談所が配されそれぞれの機関が連携して地域でくらす里親子さんの生活を支えていくことができるといだろう。



※上記図についてももう少し分かりやすい図に改訂予定

	<p>児相の里親担当福祉司、子担当福祉司とフォスタリング機関の役割分担</p>
	<p>マッチング以外はフォスが主に担うのであれば、事業が安定していけばケースへの支援がより重要になってくる。力点はケース対応とそれに向けての信頼関係づくり（知ってもらうからなってもらう広報、発掘後のやり取りの積み重ねで委託できる里親が必要）</p>
	<p>リクルートは施設側も施設の広報としてニーズもある。（広く知ってもらう取組）</p> <p>児童養護施設等で実施する際には二種社会福祉事業でないと課税等の対応が出てしまい、事業開始が困難になることが想定される</p>

( 2 ) 委託率を上げていくために

登録数をよりも委託ができる里親さんとの関係性をフォスタリング事業として重要視できるように登録までの仕組みの再構築が必要だろう。

現在は、制度説明、家庭環境調査、研修後審査され登録となっているが、複数回のインタビューのやり取りをしながら里親希望される方の真意をつかみ取ることで、改めて社会的養育の一つである養育家庭の理解を取り付ける対応が求められている。

登録を増やしても委託が増えないということではない形での委託率を目指していく必要がある。

※これまでの取り組み実績を数値的にも分析して具体的提案をしてはどうか。

( 3 ) 委託後の支援のあり方について。

里親から措置変更で児童養護施設にきている子どもの調査から考える。10年目の調査結果を経て以下の点が大きく調査結果から言える。一時保護委託からの措置になったケースでは「一時保護の其時に来てほしかった、措置になってからよりもっと大変だった」という声もある。

1年未満の解除を防ぐ

思春期の難しい対応を共有できる里親との信頼関係づくり

施設変更した子どもへのライフストーリーワーク、里親宅での様子も含めての子どもの背景の情報共有

( 4 ) フォスタリング機関の業務の標準化

・実親交流、一時保護委託からの措置、自立支援(これまで里親頼みだったが、自立支援職員がついたことでの対象拡大)等、里親制度が始まったころにはない委託にあたっての課題があるので、これらのことに対応するのみフォスタリング機関の活用、より身近な里親支援センターでの日々の支援が考えられるといだらう。

また、それを実践するフォスタリング職員向けの研修の仕組みの構築も再度検討する必要があるだろう。都区の20か所の児相(さらに増える予定)、8人体制4人から5人体制120~130程度の職員の研修のシステムの構築(都区合同研修センターの開設等)も検討が必要となる。

( 1 ) 里親支援センターとフォスタリング機関(都・区)の制度の違いについて

	里親支援センター	都フォスタリング機関	区フォスタリング機関(区毎体制等違いあり)
社会福祉事業、委託事業	第2種社会福祉事業	委託事業	委託事業

課税		非課税	課税	課税
事業の開始		申請	プロポーザル	プロポーザル等
最低基準 ・仕様書 より	(建物設備)	相談室、事務室  センター長	児童相談所内もしくは近隣賃貸等。  統括責任者 1	児童相談所内(福祉司と同室もしくは別室)  統括
	人員配置	里親制度等普及促進担当者(里親リクルーター)  里親等支援員  里親研修等担当者(里親トレーナー)  これらの者はすべて専任とする。(61世帯以上の場合20世帯に月1名加配)	リクルーター 1  区市町村コーディネーター 1  トレーナー 1  調整員 1  推進員 2  自立支援担当 1  合計 8名	リクルーター  トレーナー  相談員  調整  自立 兼務あり  自治体による4~8名
事業の目的		里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業(以下「ファミリーホーム」という。)に従事する者(以下「里親等」という。)、その養育される児童(以下「里子等」という。)並びに里親になる	里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、児童と里親家庭のマッチング支援、児童の里親委託中における里親養育への支	<例> 里親又はファミリーホームへの児童の委託等を推進するため、社会の制度理解を深める等 里親制度の普及啓発を積極的に行うとともに

	<p>うとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。</p>	<p>援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスターリング業務）について、より質の高い一貫した里親支援を行うことを目的とする</p>	<p>に、里親に対する相談、支援等を総合的に実施する</p>
--	---	---	--------------------------------

#### フォスタリング機関の実施状況

令和6年7月現在

東京都立児童相談所 11 か所、区立児童相談所 8 か所（10月より9か所）となり

20 か所の児童相談所が設置設置され、児相毎にフォスタリング機関が設置される予定となっている（北と足立児相は合同が予定されている）

令和7年度以降のフォスタリング機関事業の展開と里親支援センターへの移行について

フォスタリング機関事業					具体的な展開については今後調整・検討			
	R2年度 10月～ (試行)	R3年度	R4年度 (試行)	R5年度 (本格実施)	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度 以降
都児相 (委託事業者)	○多摩児相 (二葉学園)		○江東児相 (二葉乳児院) ○立川児相 (愛恵会乳児院)	○品川児相 (品川県徳学園) ○小平児相 (NPO法人キアアセット)	○杉並児相 (聖友学園) ○八王子児相 (愛恵会乳児院) ○練馬児相 (二葉むさしが丘学園)	○児相センター 支援機関:二葉乳児院 ○足立児相 支援機関:二葉乳児院 ○北児相 支援機関:二葉乳児院 ○町田児相 ※R7年度開設予定	○大田児相 ※R8年度開設予定	○多摩中部児相 ※R11年度開設予定 ○西多摩児相 ※R13年度開設予定
区児相 (委託事業者)	○世田谷区 (育成園) ○江戸川区 (二葉乳児院) ○荒川区 (クリスマス・フォレスト)	○港区 (二葉乳児院)	○中野区 (オディリア乳児院) ○板橋区 (二葉乳児院) ○豊島区 (二葉乳児院)	○葛飾区 (二葉乳児院)	○品川区 ※10月開設予定 (品川県徳学園)	○文京区 ※4月開設予定	○北区 ※2月開設予定 ○杉並区 ※11月開設予定 ○大田区 ※R8年度中	都児相と区子家センの一体的な運用体制を構築する方針に変更(R6.3)
里親支援センター								
改正児福法 (R6.4.1施行) において、里親支援センターが児童福祉施設として位置づけ					★R5.11 基準省令公布	★R6.4～ 改正児福法施行	R8年度以降、順次、里親支援センター化を目指す	
					★R6-1 条例改正	★条例施行規則 改正 (予定)		
					★R6.3 実施要綱公布			

<フォスタリング機関と里親支援センターの違いについて>

法律や経費の面での大きな違いがあり、社会福祉法人等が運営するにあたっての仕組みが変わってくることを想定できる。

① 受託者 (事業を実施する事業者の選定について)

第二種社会福祉事業である里親支援センターでは申請をし、事業が開始となるが、フォスタリング機関においては行政が公募し、P・G等での選定をすることで事業の内容を規定している。

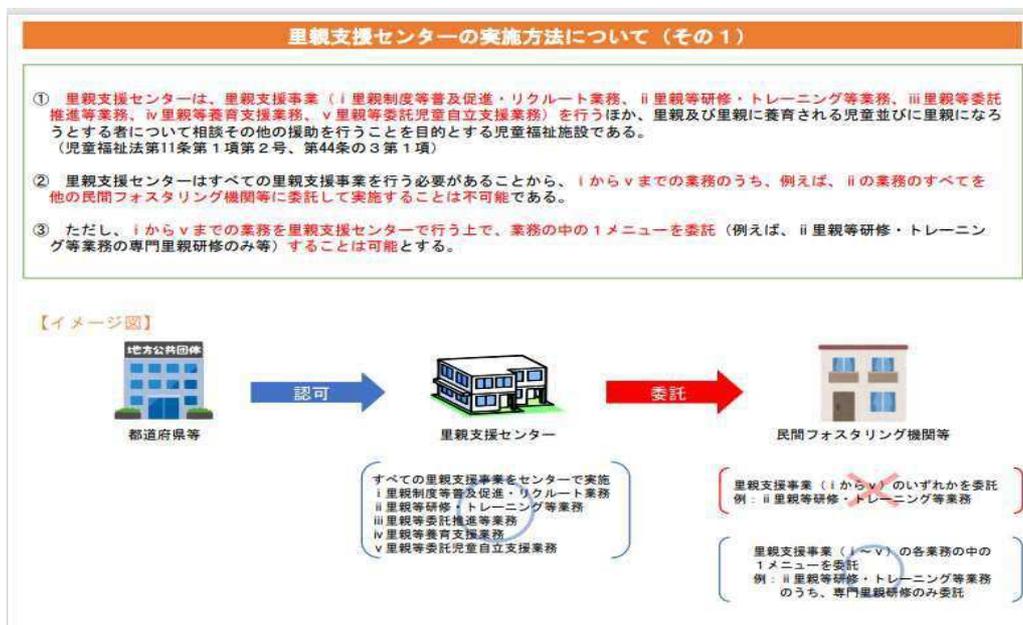
② 人員配置について

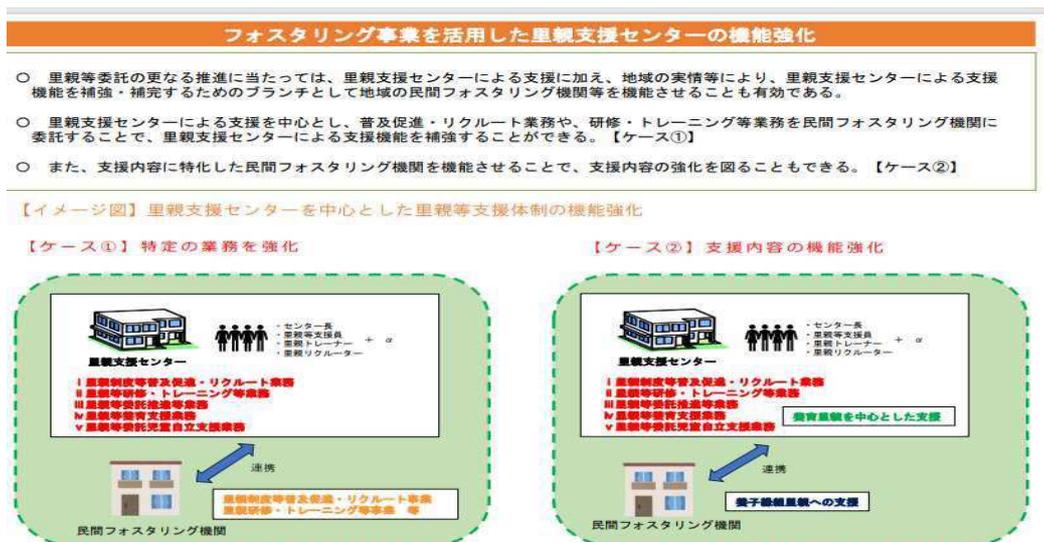
区毎に違いがあるものの現在の区のフォスタリング機関はおおむね、里親支援センターで規定

されいてる人員と変わらない配置が想定できるが、東京都の場合は、区市町村にデータ、自立支援の単独配置ケース数に応じての推進員の数等東京都のフォスタリング機関の人員配置のほうが手厚い。

これまで行き届ききれなかった里親宅での子どもの養育に対しての支援、アフターケア等ケース対応というのはやればやるほど増えていく、その中で子どもの安全で安心な生活を守っていく必要がある。

東京都の児童相談所ごとに管轄里親数に違いはあるが普及啓発には区市町村との連携が不可欠であり、さらにケースへの支援（ケア、アフターケアともに）については、限りがない中では都での加配を行いながら地域の実情（管轄自治体数、人口、移動距離等）に合わせた対応が求められるていく。





( 2 ) 児童相談所等との連携と役割分担について

取り分け東京都児童相談所フォスタリング機関の仕様書は一緒であるが、提供できるサービスの差が、養育家庭から聞かれる。

- ① 児童相談所がフォスタリング機関をどうとらえて、どのように業務を移行させようとしているか児相判断にゆだねられがちところが課題である
- ② フォスタリング機関も現在 受託先施設等では乳児院 4 か所、児童養護施設 4 か所、NPO 1 か所となっている。複数の児童相談所を受託している事業所もあり、それぞれの地域における課題について、それぞれのノウハウを持って対応している。

東京都児童相談所フォスタリング機関同士は各職種ごとに年に数回から毎月の打ち合わせを持ち、情報の共有や課題についての意見交換がなされているが、区のフォスタリングについては各区の独自性が進んでおり、児童部会里親制度支援委員会等の会議などでの情報共有、独自に各事

業所同志での情報交換等がお互いに事業内容をブラッシュアップしていくために取り組んでいることといえる。

### (3) フォスタリング機関の実践からの課題

#### ① 職員配置、体制について

里親支援センター設置に向け、自立支援の強化が重要だと考えている。自立後、支援の幅は広がっていく、継続した支援を担える機関のニーズがある状態のため、専任化、また人数などの面で強化いただけると良いと考える。

実態として、自立支援相談員の負担多い。フォスタリング全体では8名の配置で、充実しているように思う一方、自立に関わる職員が増えると良い。

夜間の面談などが多いため、そのための金銭的、人的サポートが必要。

ケースは増える一方だし、細やかにかかわる必要もあるケースが多い。

積み重ねていけばいくほど量も質も必要になっていくと思うので、必要な人員も増えていくと感じる。

例えば里親支援センターの配置を都基準に合わせて8名に、という要望は入れるべきでは。

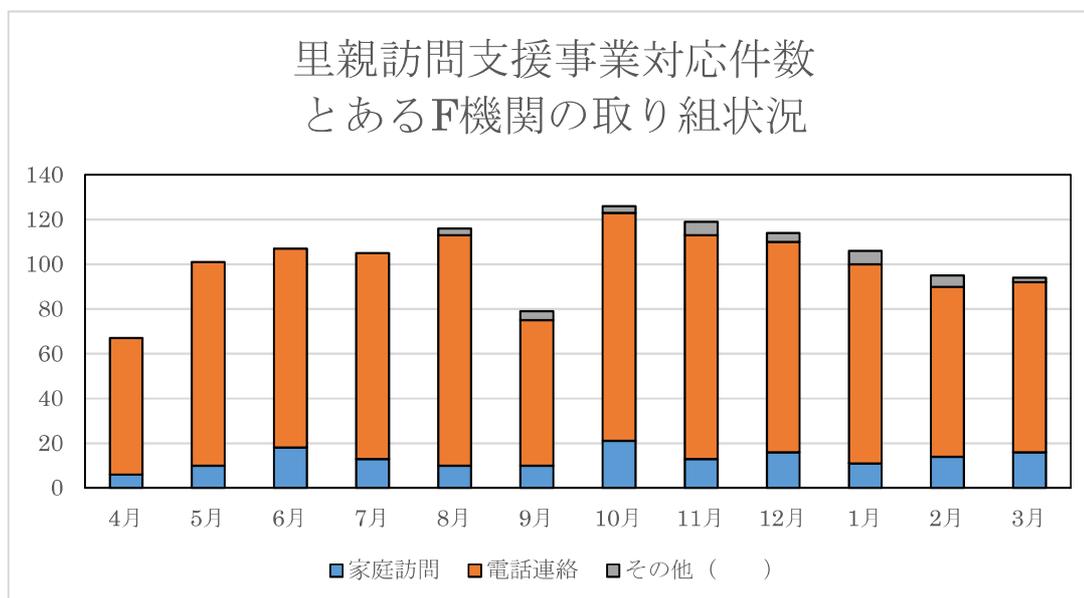
事業所と区の規模感によって必要な人員にも差がありそう。小規模の自治体は必ずしも8名ではないかもしれない。

一方、人数8名でも少ない、という自治体も。自立は2～3人いても良いと思う。

**里親支援センターの開始にあたっては、現行の8名体制を最低限必要な配置とするべきである。**

とある児相のフォスタリング機関のケース対応件数。初年度と2年度での比較ができていない

が、おそらく対応件数は増えるだろう



## ② 人材育成について

フォスタリングが増えていくにあたって、各事業所で必要な人数の採用を進めていくこととなるが、必要な専門性を備えた人材が必要。

人数を確保することで職員が多様化している。職員のスキルアップをしていく体制が必要。

質の向上事業として、都が事例検討、見学会などいくつか組んでいる。が、十分ではないと思っている。

区児相とも合同でできると良い。別区事務局に要望を挙げても良いかも。

フォスタリング機関、里親支援センターの質の担保のため、人材育成事業について、事業所・

児相単位でなく、都全体（ひいては区も含めた広域に）としてのさらなる強化をもとめたい。

### ③ 里親制度の建付けについて

実親への家庭復帰、というのが一義的に養育家庭の意義にあるものの、実親と全く会えない、という状況のケースも多い。ケースによってはフォスタリングがもっと関わることができると良い。

都全体の養育家庭制度を問い直す必要もあるのでは無いかと考える。一時保護の量的負担増など、昨今の状況などふくめて、必要な制度改定が必要になると思う。

児童自立生活援助事業について、里親家庭で必要となる児童がいて、里親が受け入れられない、という場合施設が受け入れることになる。誰がコーディネートするのか。などの課題がある。

認定基準は通ってしまうが、委託しづらい家庭もいるので、ミスマッチな部分だと感じる。

二重登録について整理してほしい。運用が難しく現実的ではないと感じている。現状どれだけいて、どんな活用がされているのか、実態を把握しながら運用を検討できると良い。

現状、一時保護受け入れできる家庭には頼んで、飽和状態になっており余裕のない実態にある。

### ④ フォスタリング業務の標準化について

例えば育児家事援助でどこまで、児相、フォスタリング単位で検討して良いのか、と支援課に尋ねたらそれぞれでよい、と。どこまでが判断できる範囲なのか、どこまでが足並みそろえるところなのか、という点がわからない現状もある。

チーム養育のすみわけが大きなテーマになると考える。制度上は包括的支援をフォスタリング

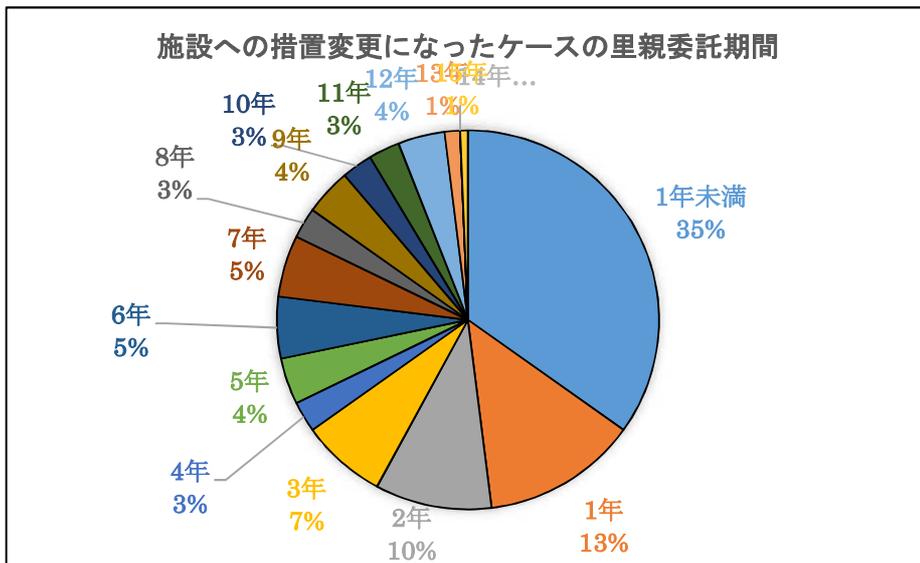
が担うとしている一方、児相の権限が大きい現状のため、児相の考え方による差が大きい事態が生じていることが課題。

事業をどこまで丁寧にやるか、によって、現場に必要な人数もかわってくるだろう。

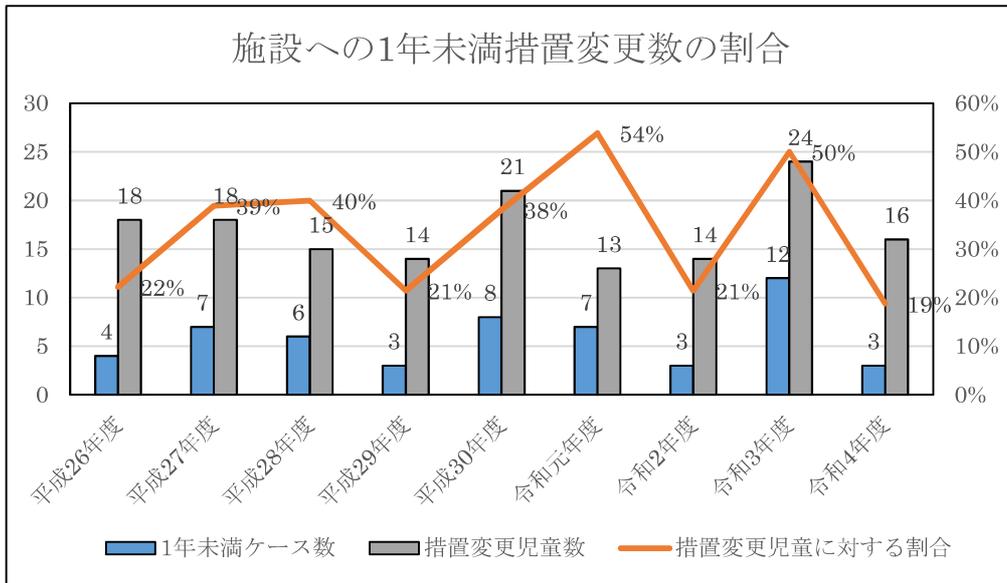
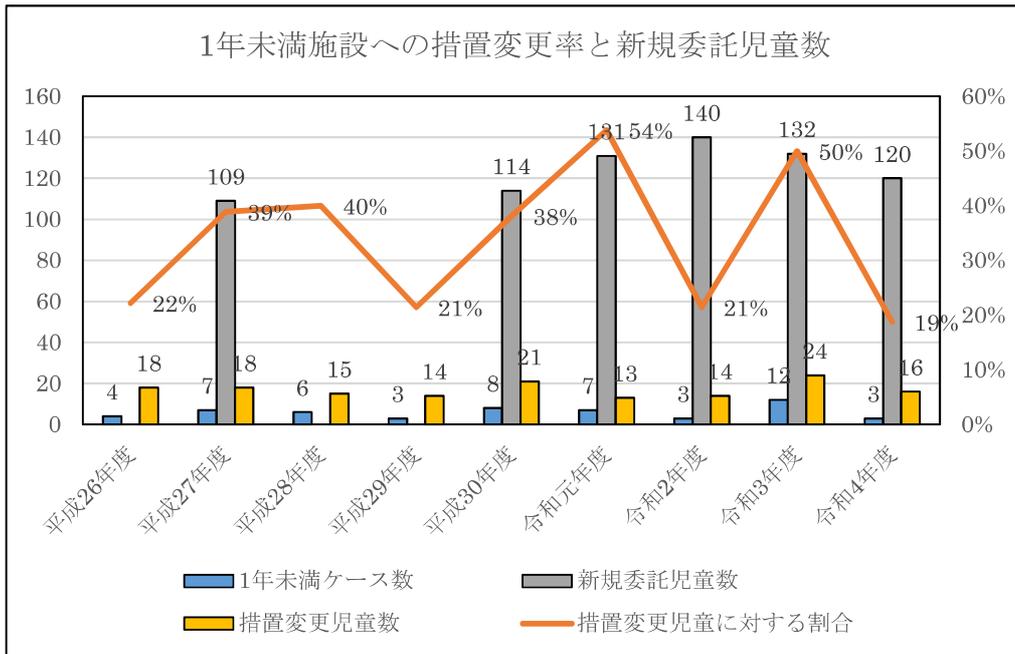
⑤ 社会的養育推進計画見直しの検討の進め方について

フォスタリング機関へのヒアリングをして見直しの検討を進めてほしい。元々の目標に対し、5年間継続してどうだったのか、など現場の振り返りを聞き、意見を反映した推進計画を立ててほしい。

(4) 施設への措置変更ケースの調査より



1年未満 35% 1年 13% 2年 10% で施設へ措置変更したケースで約6割



コロナ：令和2年1月～令和5年5月（5類へ）

社会的養育推進計画（令和2年から6年度）

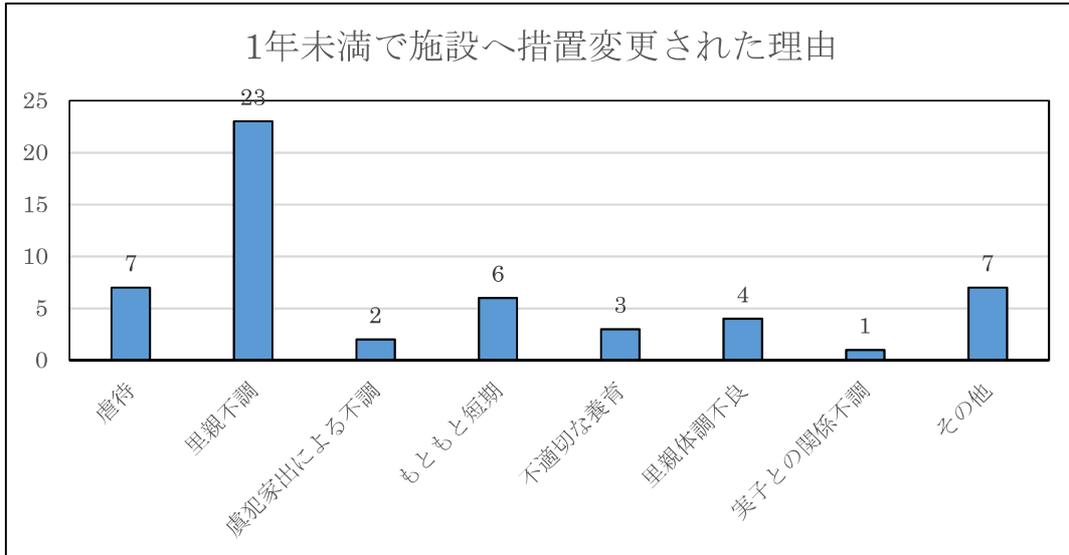
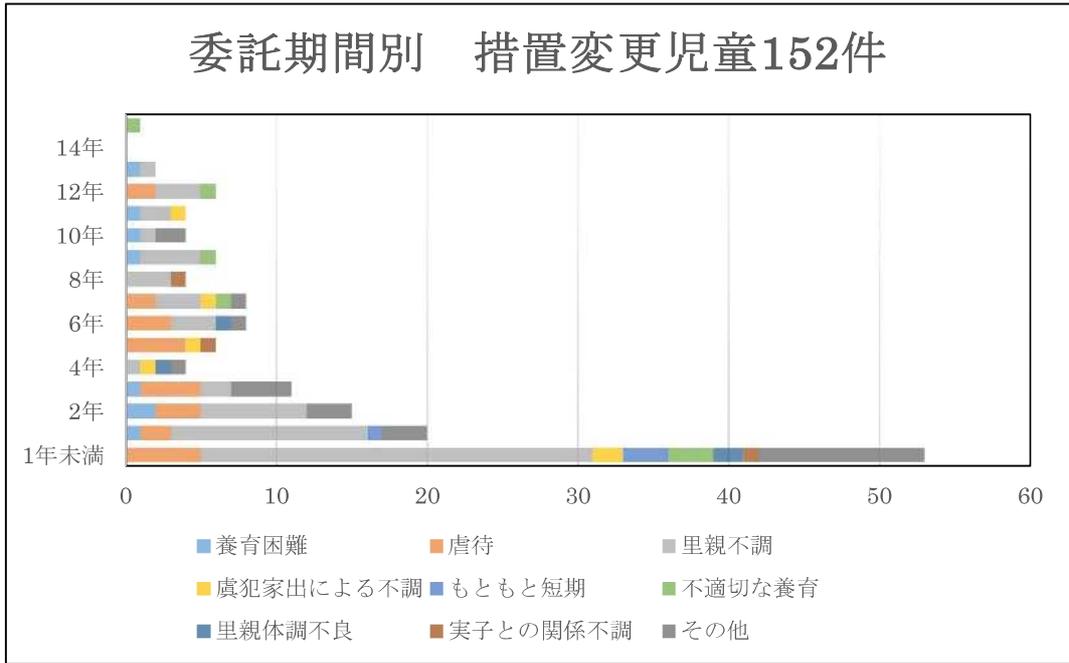
新しい社会的養育ビジョン 平成29年8月

あおって委託してしまった

コロナで委託した後のフォローが難しかった

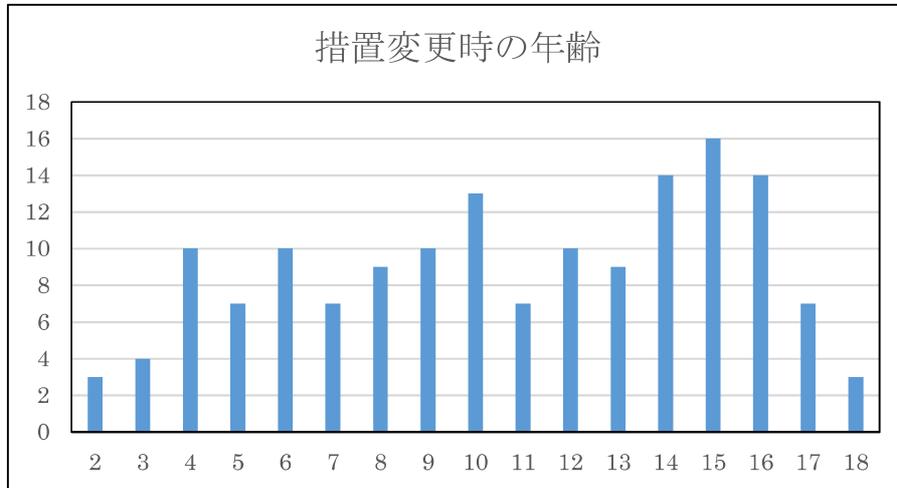
フォスタリングができたことで

委託期間別 より早期の対応が必要



その他については 7 件中 3 件はファミリーホームの閉鎖。2 件はきょうだい一緒にするための施設変

更、2件については里親の家庭事情、里母の問題等区分が分かりにくいためその他に分類



措置変更の件数が大きくなるのは10歳、14歳から16歳と

9歳の壁、思春期入り口、中高生の対応の難しさの時期に合致している。

施設に来た子どもたちへの対応で施設が感じていることは調査自由記述にも記されているが

1) 措置変更にさして、子どもへの説明が不足していたり、子どもが理解できていない状況がある

2) 里親宅にいた時のその後の成育歴やどのような関わりがあったのか等の情報が少ない

子どもへのアプローチが難しい(里親さんのことは触れてはいけないこととして生い立ちの整理等の取組をしようにも扱えない時期がある、子ども自身もそこに向き合えずにその先の糧にすることが難しい

3) 里親との生活の振り返りと、関係修復ができないまま施設での生活となってしまう。

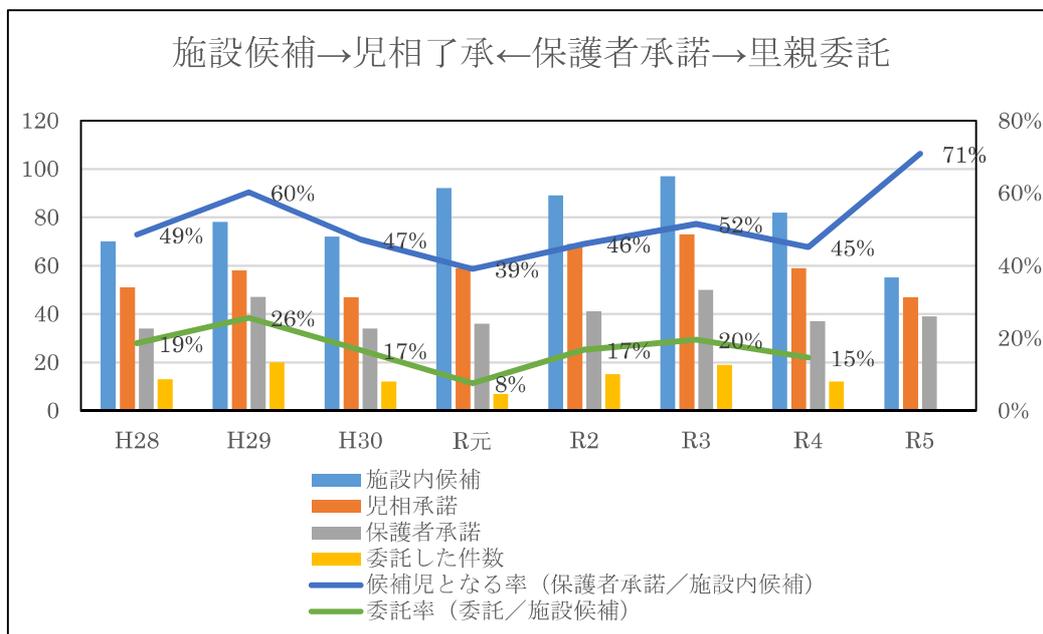
施設入所する際家族からの虐待があったケースなどは時間をかけて保護者の理解本人のお

もいをくみ取りながらも、その状況に至ったことの理解と親御さんから子どもへ謝る等の  
 思いのやりとりを経て子どもは自分がどのように過ごすかを考えていける土台となるのだ  
 が、そこへの取り組みが難しい。

( 5 ) 施設からの里親委託について

児童養護施設等では自立支援計画書の作成の際に里親委託も含めての検討をしている。子どもにも  
 里親についての説明をする場合もあるが、施設が候補として挙げた子どもが児童相談所の判断、保護  
 者の判断を経ると減となり、さらに委託となると難しいのが現状となっている。

委託につながったケースについて、令和4年度でみると、施設で候補に挙げた子どもは84人だが、そ  
 の年度で委託になったケースは12人と約14%になっている。

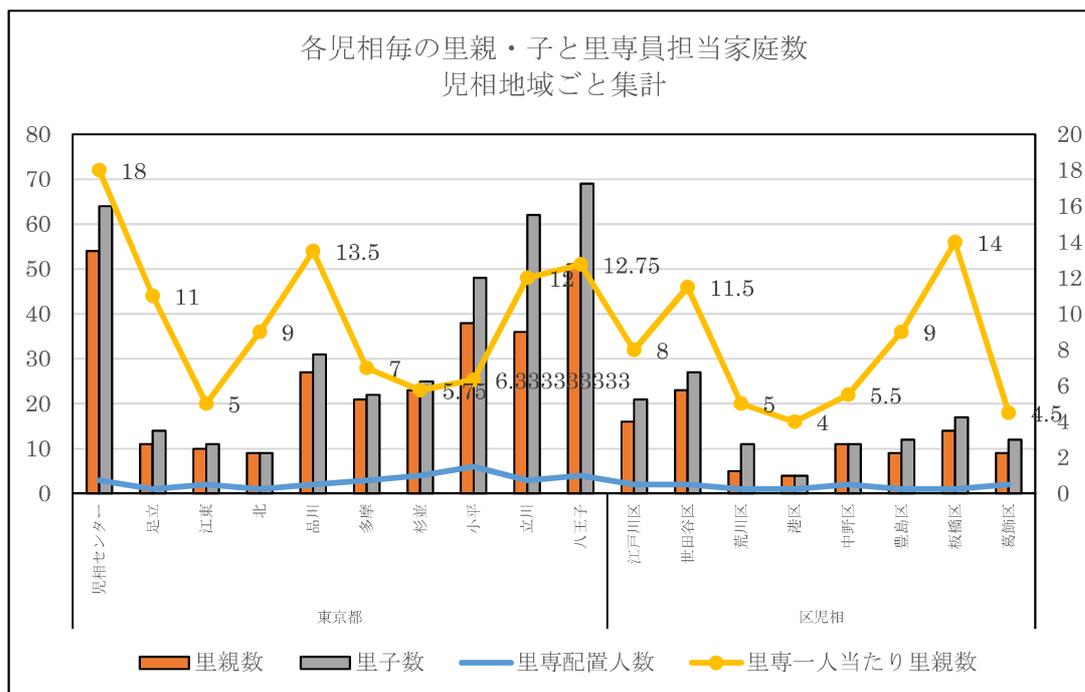


( 6 ) 里親支援専門相談員の業務状況について

里親支援専門相談員においては、児童相談所、フォスターリング機関と連携しながら子どもの委託がある家庭や子どもの対応を行っている。定期的な訪問、新規委託の際の対応と訪問などである。児童相談所、フォスターリング機関が行うケースの支援においては、フォスターリング事業開始以降、各里親家庭の状況に応じた訪問、連絡の内容の深まりや困難なケースになる前の日常の関わり、子どもの発達段階や年齢に応じた支援等多岐にわたり件数も必然的に減ることはないのが現状である。

昨年度国の里親支援専門相談員に対しての通知もあり、新規には認められないとされているが、施設側は人材確保や育成が困難であっても里親宅の子どもたちのために配置をしてきてののだが今年度から配置をしないという施設も数件出ている。さらに児童相談所の数が増えている（都区児相双方）ため、里専員が担当する児童相談所は1か所だけだった時期もあるが、現在は最大3か所の担当をしている現状もあります。（これは担当件数だけでなく、児相毎の打ち合わせや会議なども出席することで業務の繁忙にもつながります）

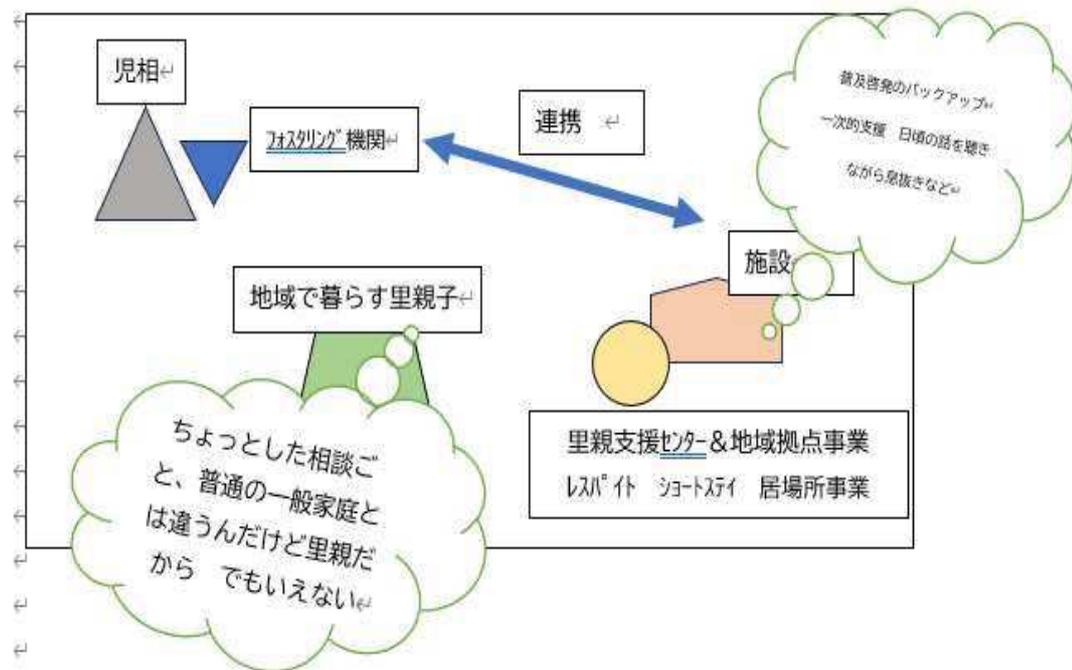
里専員の適正な配置について児童養護施設が偏在している影響で児童相談所が新設されてもその管内に施設がなく複数の児相を担当する里専員が生まれている。また、担当里親数にもバラつきが生じている。里親へのサービスの均等化を図るためにも里親支援センターの人員配置に倣い20家庭につき1名の里専員の配置が望ましいのではないだろうか。



令和5年 月現在、各児童相談所ごとの児童養護施設の里専員が担当している里親家庭数と委託されている子どもの数は棒グラフにて示す。家庭数最大は児相センター64 ケース、委託されている子どもの数の最大は八王子児童相談所 69 件となっている。児相管内の里専員の数では1名~6名となっており、児童養護施設の所在地の偏りも含めて、いくつかの児相を掛け持ちして関わる里親支援専門相談員も多数となっている(1か所専任~3か所掛け持ち)児相毎の家庭数、子どもの数を単純に里親支援専門相談員の数で割ったものが一人当たりの件数となっているが、件数の偏りなども大きい。

また、里親さんのお話を伺うと、愚痴を言える、困ったことを言ったら引き上げられてしまうと思ってしまう声もあります。児相、児相設置のフォロイング機関とは違う立場でざっくばらんに日頃の悩みなどを話せる相手や場所の必要性があります。

児童養護施設には地域支援のための家庭支援専門相談員や心理職、育児支援等の配置も可能となっており、地域でちょっとサポートがあることでより暮らしやすくなる人たちに開かれた場としての、場や人の配置もあります。(里親さんも地域の一家庭ととらえる視点で考えるとそのサポート体制に組み込めるともいえます)



( 7 ) 里親支援にあたっての児童養護施設の活用について

1 ) 自立支援

施設の自活訓練室等の活用

思春期の課題への理解と対応について

2 ) レスパイト

アセスメント力

24 時間対応

3 ) 一時保護委託への対応

子どもの試し行動や生活支援

( 8 ) チーム養育における児童養護施設、里親支援専門相談員の役割とは

児童養護施設の里専員だからこそ担うべきこと、担えること ◆

○子どもの声を聴けること

里親の話を聞ける人は沢山いるが、子どもの話を聞ける人は限られている。

社会的養育の子どもたちと関わってきた経験をいかし、共感や協調を生む聴き方ができる。

施設職員として子どもの目線に立って寄り添える。

子どもと児相と里親の間に入って橋渡しし、潤滑油的な立場で居られる。

○里親の本音を聞けること

「困ってる」が言える‘相手’や‘居場所’を持つ里親さんは安定している。

「社会的養育に在る子の養育に携わる」という同じ視点で居られる。

措置権者じゃない強み。児相と里親を繋ぐ（仲介する）存在になれる。

→ フォスタリング・里親支援機関との協働による『民間』の立場を活かしたサポート展開の可能性。

○施設の資源・設備が活用できること

ケアワーカーとしての養育力：社会的養育に在る子どもたちの育ちを支える養育スキル

専門職という資源（心理職、栄養士、看護師、自立担当職員、FSW... / 同行訪問、来園による面接等々）

レスパイト受入先として利用できる設備

地域の拠点（集まれる場所）として利用できる設備

里親の実習・研修受け入れ先として利用できる設備

→ 実習プログラムの工夫、職員研修の活用等による内容の充実が期待できる。

○FSW：実親と子どもの交流、家庭復帰のノウハウの活用

実親交流に施設設備を利用が可能。（土日祝日等、児相閉庁時の利用も可能）

交流時の実親・里親・こどもへのサポートが可能。

→出身施設であれば、実親へも委託前からの継続的なサポートが可能となる。

## ○委託促進

施設職員の里親制度理解促進への努力

入所時から継続する関係性を生かした実親への制度説明の工夫

子どもの年齢に合わせた制度説明の工夫（内容、頻度、タイミング...）

委託交流支援の工夫（子どもへの導入（制度説明 / 意向確認）、交流ペース...等々）

→子どもの年齢に合わせた『乳児院とは違う工夫』が必要

委託後の出身施設としてのアフターケア

委託継続・不調予防（委託直後・思春期の危機）のための支援

※特にこれら委託促進の取り組みには、施設の職員として、児童とのつながりもある里専員の存在が不可欠である。子どもに寄り添った支援を考えていくためには、里親と子どもをつなげることが非常に重要である。

そのうえで、両方の立場に立って考えられる、施設の里親支援専門相談員の役割は非常に大きい。

## ○普及啓発

施設は社会的養育に興味関心のある人（見学者、ボランティア、企業等々）が多く集まる場。

→効果的な里親制度の普及啓発が期待できる

<これまで児童部会里親支援委員会等で出されている里親制度等に関わって出されている意見等>



以上